

第4次大府市教育振興基本計画(案)

2026~2030

～心身ともに健康で知恵と愛をもつ児童生徒の育成～

2026年3月
大府市・大府市教育委員会

(空白)

はじめに

(市長挨拶) ·

2026年3月

大府市長

岡村秀人

市長写真

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
第2章 国及び愛知県の動向	3
1 国の動向	3
2 愛知県の動向	3
3 教育を取り巻く現状と課題	4
第3章 大府市の現状	5
1 人口・児童生徒数の推移と推計	5
第4章 大府市の教育が目指す方向【教育大綱】	7
第5章 施策の展開	8
1 施策体系	8
2 施策の方向性と施策	9
第6章 計画の進行管理	53
1 進捗状況の把握	53
2 関係部局との連携	53
3 計画の見直し	53
4 成果指標一覧	54
資料編	56

第1章 計画の策定に当たって

1 計画の策定趣旨

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定により、地方公共団体は、国が定める教育振興基本計画を参照して、その地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

2014（平成 26）年 6 月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）では、教育委員会制度が見直され、地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議の設置、地方公共団体の長が「教育大綱」を策定することなどが規定されました。

本市においては、この規定に基づき、大府市教育振興基本計画を第 1 次（2012（平成 24）年）、第 2 次（2017（平成 29）年）、第 3 次（2021（令和 3）年）と策定し、教育振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、2017（平成 29）年に「大府市教育大綱」を策定し、基本理念である「心身ともに健康で知恵と愛を持つ児童生徒の育成」は、第 2 次・第 3 次大府市教育振興基本計画においても、基本理念として位置付けをしてきました。

今回、2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度を計画期間とする「第 4 次大府市教育振興基本計画（以下「本計画」という。）」においても、「心身ともに健康で知恵と愛を持つ児童生徒の育成」を継承し、基本理念に位置付けて策定をしました。

現在、少子化・人口減少、グローバル化の進展、環境問題、貧困・格差問題など、多くの社会課題がある中で、これからの中社会において教育の果たす役割は重要となっています。本計画は、「大府市教育大綱」の基本理念である、目指す子どもの姿の実現に向けて 6 つの施策の方向性をまとめました。将来の予測が困難な時代において、本市の教育が目指す方向の「道しるべ」として、本計画に基づき、子どもたちの笑顔や夢・希望につなげていくために、今後も教育施策を推進していきます。

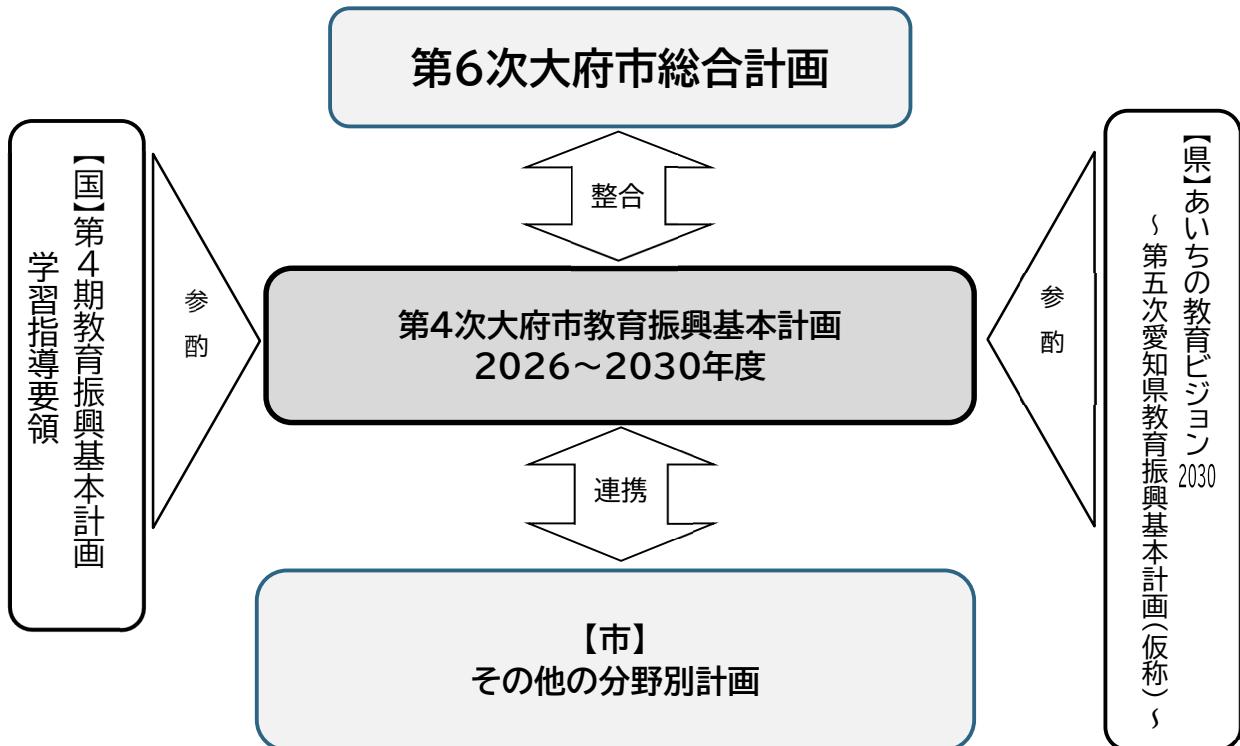
2 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「第 6 次大府市総合計画」の分野別計画として位置付けます。

また、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「教育振興基本計画」とするとともに、本計画の第 4 章「大府市の教育が目指す方向」を地教行法第 1 条の 3 に規定する「大綱」として位置付けます。

さらに、本計画は、国の「第 4 期教育振興基本計画」及び愛知県の「あいちの教育ビジョン 2025～第四次愛知県教育振興基本計画」の内容を参照し、本市が策定する他の分野別計画との連携を図ります。

【相関図】



3 計画期間

本計画は、第6次大府市総合計画の最終年度である令和12（2030）年度を見据えて、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき基本的な施策の方向性及び内容を示すため、計画期間を2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。



第2章 国及び愛知県の動向

1 国の動向

国は、2023（令和5）年6月に「第4期教育振興基本計画」を閣議決定し、2040年以降の社会を見据えた総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、さらに5つの基本的な方針を示しています。

【第4期教育振興基本計画の5つの基本的な方針】

1. グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
2. 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
3. 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
4. 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
5. 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

2 愛知県の動向

愛知県は、2021（令和3）年2月に「あいちの教育ビジョン 2025-第四次愛知県教育振興基本計画-」を策定し、基本理念を「自らを高めること」、「社会の担い手となること」を基本とし、「知・徳・体」にわたる生きる力を育む、あいちの教育推進として5つの基本的な取組の方向を示しています。

【第四次教育振興基本計画の基本的な取組の方向】

1. 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます
2. 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます
3. 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます
4. ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます
5. 世界つながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます
6. 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます
7. 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します

3 教育を取り巻く現状と課題

(1) 共生社会とソーシャルインクルージョンの実現

現代の日本社会では、多様な背景を持つこどもたちが共に学び、成長する共生社会の実現が強く求められています。外国籍や障がいのあるこども、経済的に困難な環境にあるこどもなど、多様なニーズを持つこどもたちが増加しています。学校現場では、これらのこどもたちが教育を受けるまでの障壁を取り除き、安心して学べる環境づくりを進めていく必要があります。

また、ソーシャルインクルージョン(※1)の観点からは、すべてのこどもが教育を通じて自己の可能性を最大限に發揮できることを目指しています。義務教育段階においては、特別支援教育の充実や多文化共生教育の推進、外国籍や障がいのあるこどもに対するきめ細やかな支援が求められます。また、いじめや長期欠席などの問題に対しても、早期発見と包括的な支援体制の整備が必要です。

(2) 教育における精神的豊かさの重視(ウェルビーイング)

近年、教育現場では、こどもたちの心の健康や精神的な豊かさ、すなわちウェルビーイング(※2)を重視する動きが強まっています。学力だけでなく、自己肯定感や対人関係の充実、ストレスマネジメント能力などを育むことが重要視されています。学校においては、心のケアやいじめ防止対策、道徳教育やキャリア教育を通じて、多様な価値観を尊重し、心の安定と自己実現を支える教育内容の充実を図る必要があります。

(3) 予測困難な時代への対応

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性・不確実性・複雑性・曖昧性の頭文字を取って、「VUCA(※3)の時代」とも呼ばれています。こうした時代背景を受け、学校教育では知識の詰め込み型から脱却し、思考力・判断力・表現力、さらには課題解決能力を育成する方向へとシフトしています。

その一環として、STEAM教育(※4)や探究的な学びの導入、アクティブラーニングの推進が進められており、変化の激しい社会に柔軟に対応できる人材の育成が求められています。また、ICTの活用やリモート学習といった新しい学習環境の整備も重要な課題となっています。

用語解説

※1 【ソーシャルインクルージョン】「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という概念。

※2 【ウェルビーイング】身体的・精神的・社会的に良い状態あることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む。また、個人のみならず個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

※3 【VUCA】「Volatility（変動性）」「Uncertainty（不確実性）」「Complexity（複雑性）」「Ambiguity（曖昧性）」の頭文字をとった言葉で、先行きが不透明で予測が困難な現代社会やビジネス環境を表します。

※4 【STEAM 教育】Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Mathematics (数学)に加え、Liberal Arts(芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でAを定義)の頭文字を組み合わせた言葉で、各教科等の学習を現実社会での問題発見・解決に生かしていく教科横断的な学習手法をいいます。

第3章 大府市の現状

1 人口・児童生徒数の推移と推計

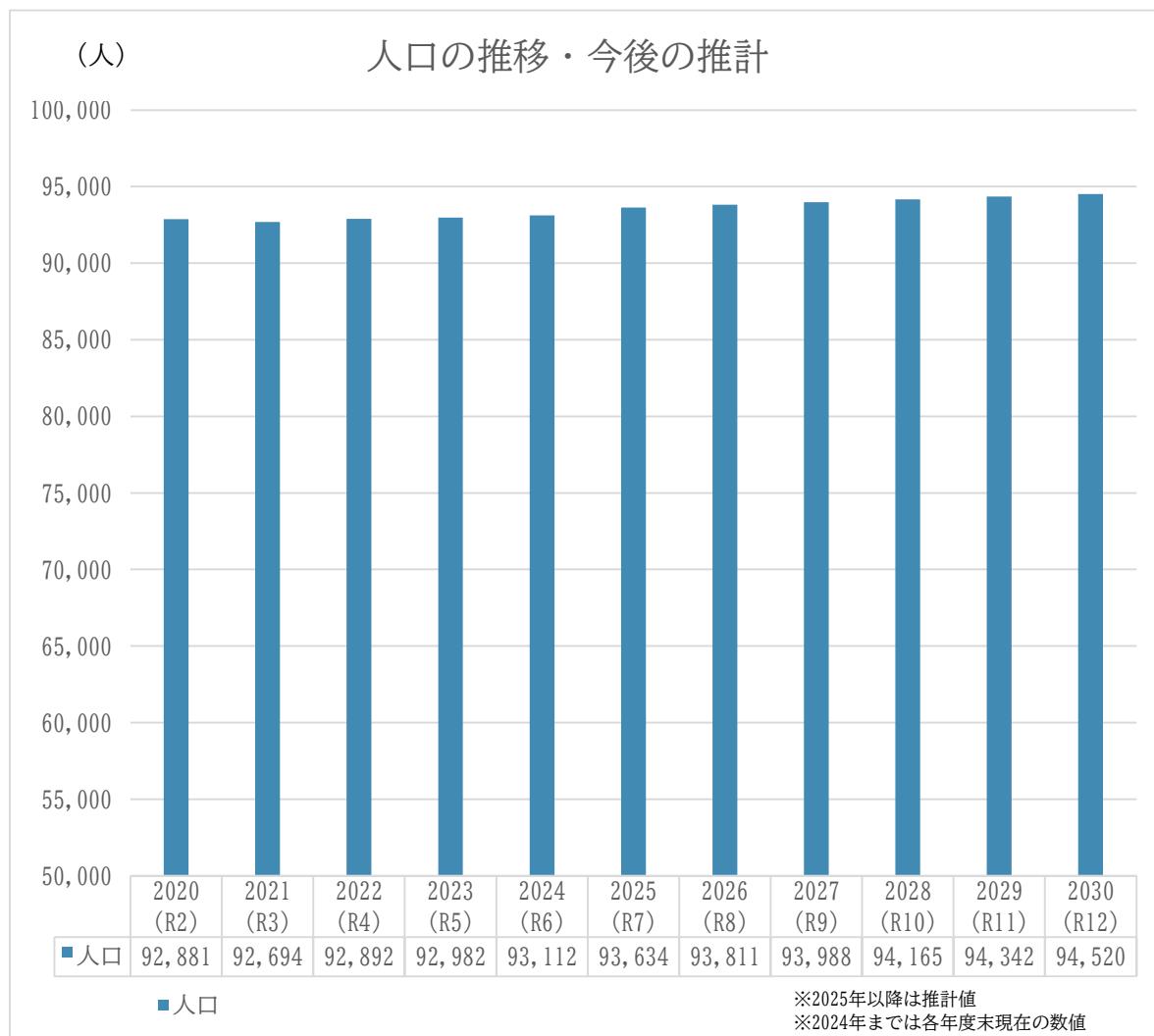
計画策定の基礎となる本市の人口及び児童生徒数の推移並びに計画期間中の推計は、次のとおりです。

(1) 人口

第6次大府市総合計画では、2030（令和12）年度の計画人口を10万人として、10万人の市民が快適に暮らすことのできるまちづくりを進めることとしています。

本市の人口は、全国的に少子高齢化や人口減少が進む中であっても増加傾向を維持しており、2024（令和6）年度末における人口は93,112人となっています。

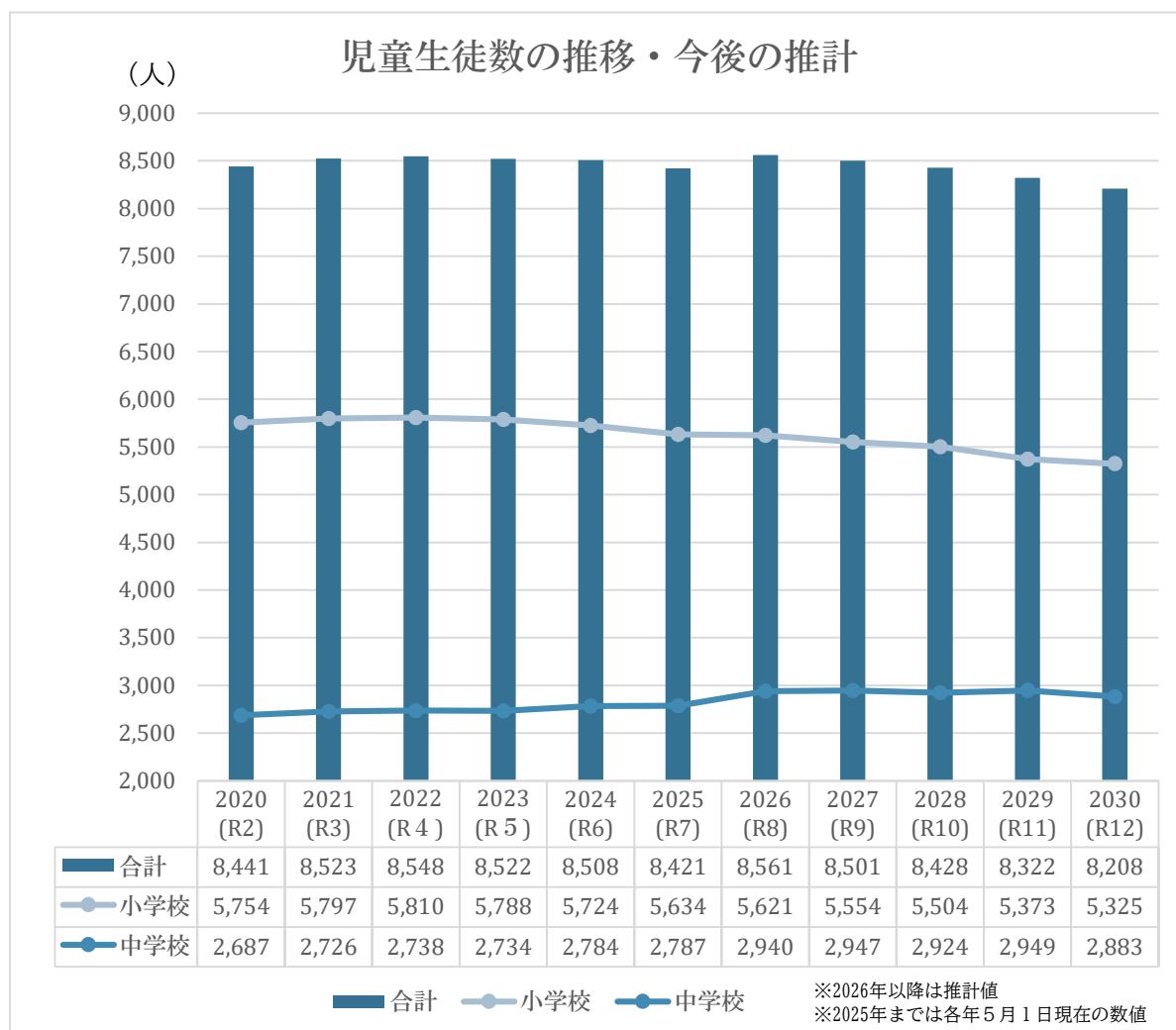
今後も緩やかに増加の傾向が続く見通しです。



(2)児童生徒数

本市の児童生徒数は、2020（令和2）年以降も緩やかに増減し、2025（令和7）年5月現在で8,421人となりました。

今後5年間の児童生徒数の推計では、学校によって増減が異なるものの、小学校、中学校ともに2027（令和9）年以降は緩やかに減少する見込みです。



【出典】学校基本調査（文部科学省）

第4章 大府市の教育が目指す方向【教育大綱】

学校教育では、子どもたちが共に学び、楽しく学校生活を送ることを通して、夢や希望をもち、生涯にわたりその実現に向けて努力する態度や能力の基礎を育むことが大切です。

近年、情報化や国際化、少子高齢化や一人親家庭の増加、また、経済低迷に伴う厳しい労働雇用の状況など、子どもたちを取り巻く社会情勢の変化について、保護者の価値観やライフスタイルが変化し、地域の人と人のつながりも希薄化しています。こうした変化を反映して、学力や生活習慣等に様々な課題が生まれています。

こうした背景から、本市では子どもたちが自ら学び、自ら考える力を育むことを基本として、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、「確かな学力、豊かな心、健やかな体」(=「生きる力」)を育むことを目指して学校教育を進めてきました。今後は更に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視することが必要であり、また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点の評価も重要になってきます。

本市は、第1次大府市総合計画から「健康都市」の実現をまちづくりの基本的な理念に掲げており、昭和62(1987)年3月には「健康づくり都市」宣言を行いました。これを受け、学校教育においても一貫して健康づくり教育に力を注いできましたが、子どもたちの健康課題が深刻化、多様化している現在の状況にあって、改めて心身ともに健康で活力ある子どもを育成することが重要であると認識しています。自らの学習を通して心身の健康の大切さに気付き、環境や生活行動を主体的に改善し、自立的な健康づくりができるようすることは、生涯にわたる健康の実現につながるものです。

本市の学校教育は、「心身ともに健康で知恵と愛をもつ児童生徒の育成」を基本理念に掲げて展開してきましたが、これまで述べてきた時代の要請を踏まえたとき、改めて本市の基本理念を継続・発展させていくことの重要性に気付きます。そこで、本計画における基本理念とめざす子どもの姿を次のとおりとします。

«基本理念» 心身ともに健康で知恵と愛をもつ児童生徒の育成

<めざす子どもの姿>

○4つの柱

- ・命を大切にし、思いやりのある言葉遣いや行動のできる子ども【德育】
- ・自分や他人の良さを認め、夢や希望をもち自ら学ぶ子ども【知育】
- ・健康の大切さを知り、より良い生活習慣を身に付ける子ども【体育】
- ・社会のルールやマナーを身に付け、地域と共に心豊かに生きる子ども【協働】

○2つの土台

- ・幼保児小中連携教育（きらきら教育）の推進
- ・教育環境の充実

2017（平成29）年策定

第5章 施策の展開

1 施策体系

本計画では、6つの「施策の方向性」とそれを実現するために26の「施策」を定めました。

また、本計画の進行管理を行うため、「施策の方向性」ごとに成果指標を設定します。

施策の方向性	施策	重点
(1)児童生徒が幸せや生きがいを感じ、豊かな心を育む教育の推進【德育】	①道徳教育・人権教育の推進 ②多文化共生社会の実現に向けた教育の推進 ③福祉・平和教育の推進 ④郷土を愛する心の育成 ⑤長期欠席児童生徒への支援 ⑥いじめ・虐待の防止	★
(2)誰一人取り残されず、児童生徒一人ひとりが個人の可能性を引き出す教育の推進【知育】	①個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ②特別支援教育・教育支援の充実 ③確かな学力と探究学習の推進 ④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)・ICT教育の推進 ⑤キャリア教育の推進 ⑥日本語指導が必要な児童生徒への支援 ⑦グローバルに活躍する人材の育成	★
(3)食・運動を通じた児童生徒の健やかな心身の育成【体育】	①子どもの心身の健康づくりの推進 ②子どもの体力づくりの推進 ③食育の推進	★
(4)学校・家庭・地域等の連携・協働による持続可能な社会の創り手の育成【協働】	①持続可能な学校指導体制の整備 ②青少年健全育成の推進 ③持続可能な開発のための教育(ESD)の推進 ④地域と連携した特色ある教育の推進	★
(5)幼保児小中連携教育の推進	①幼保児小中、家庭及び地域社会の連携・協働	★
(6)こどもたちが安心・安全に学ぶことができる教育環境の充実	①教職員が心身ともに健康で児童生徒と向き合うことができる環境づくりと学校における働き方改革 ②教育施設・環境の整備 ③放課後等の児童の居場所づくり ④児童生徒、保護者への経済的支援 ⑤学びを保障する体制の整備	★

2 施策の方向性と施策

施策の 方向性1

児童生徒が幸せや生きがいを感じ、豊かな心を育む教育の 推進【德育】

現代社会は、将来の予測が困難な「変化の時代」に突入しています。人口減少や急速な高齢化、グローバル化の進展に加え、気候変動をはじめとする地球規模の課題が顕在化しています。また、経済的格差の拡大や地域社会のつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このように多様で複雑化する社会課題の中にあっても、すべての児童生徒が「幸せ」や「生きがい」を実感し、豊かな心を育むことができるよう、教育現場においては「子どものウェルビーイング」の向上を目指す取組が求められています。

ウェルビーイングを高めるためには、いじめを未然に防止するとともに、発生時には迅速かつ的確に対応することで、児童生徒が安心して学び、生活できる学校環境を整備することが不可欠です。そのうえで、道徳教育や福祉教育、平和教育等を通じて多様性を尊重し、互いを認め合う心を育むことにより、児童生徒の自己肯定感や他者理解・共感する力を育成し、より良い人間関係を築く基盤を形成します。

今後は、知識や技能の習得にとどまらず、児童生徒が自らの存在を大切に思い、多様な価値観の中でよりよく生きる力を身に付けられるよう、教育の質の向上と心の育成を一体的に推進していきます。

成果指標	対象	現状値		目標値 2030(令和12)年度
		2024(令和6)年度	2030(令和12)年度	
全国学力・学習状況調査で「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	小学生	85.2%	90.0%	
	中学生	85.1%	90.0%	
長期欠席児童生徒の割合 (不登校率)	小学生	2.5%	0.2%	
	中学生	7.5%	2.4%	
長期欠席者のうち「居場所」に関わっている児童生徒の割合	小中学生	50.4%	70.0%	

(1)-① 道徳教育・人権教育の推進

現状と課題

- 「考え方議論する道徳」の授業を主軸とし、思いやりや責任感、郷土愛を育てるために、副読本などを授業で活用しています。
- 児童生徒一人ひとりが多様性を認め、互いに尊重し合い、良好な人間関係を構築するため、道徳教育及び人権教育を推進するとともに、男女共同参画、LGBTQ+^(※1)への配慮など、国籍・性別を含めた相互の理解を進める教育を推進する必要があります。
- インターネット、スマートフォン、SNS の普及により、デジタル社会においてこどもたちが安全に ICT を活用することができる態度や能力が求められることから、「デジタル・シティズンシップ」^(※2)の視点を取り入れ、こどもたちの自立心や自立性を育成していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(1)-①-1 体験活動を生かした道徳教育の実践
概要	小学校5年生及び中学校2年生を対象とした野外活動による自然体験学習などを通じて、児童生徒が命の大切さを学び、心身ともに健全な人間性を身に付けることを目指します。
取組	(1)-①-2 道徳副教材「大府市にゆかりのある人」の活用
概要	本市ゆかりの偉人をまとめた独自の副読本「大府市にゆかりのある人」を作成（2023（令和5）年度にデジタル化）し、授業で活用することで、児童生徒の郷土愛と道徳心の育成を図ります。
取組	(1)-①-3 ユニセフとの連携
概要	2025（令和7）年4月に愛知県ユニセフ協会と、「大府市と愛知県ユニセフ協会との連携に関する包括協定」を締結し、双方の資源を有効に活用した、協働による活動を推進することにより、すべてのこどもが個人として尊重され、その権利が擁護され、将来にわたり幸せな生活を送ることができる「こどもどまんなか社会」の構築を図ります。
取組	(1)-①-4 LGBTQ+の理解促進
概要	性別を超えた様々な人権を尊重する教育を推進するために、新任1年目の教職員に対して研修を実施し、LGBTQ+等に係る知識や理解を深める取組を進めています。

用語解説

※1 【LGBTQ+】Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）、Questioning（クエスチョニング、自分の性的指向や性自認がわからない人）、の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称。「+」が追加されることでL・G・B・T・Qに当てはまらない多様な性を表現しています。

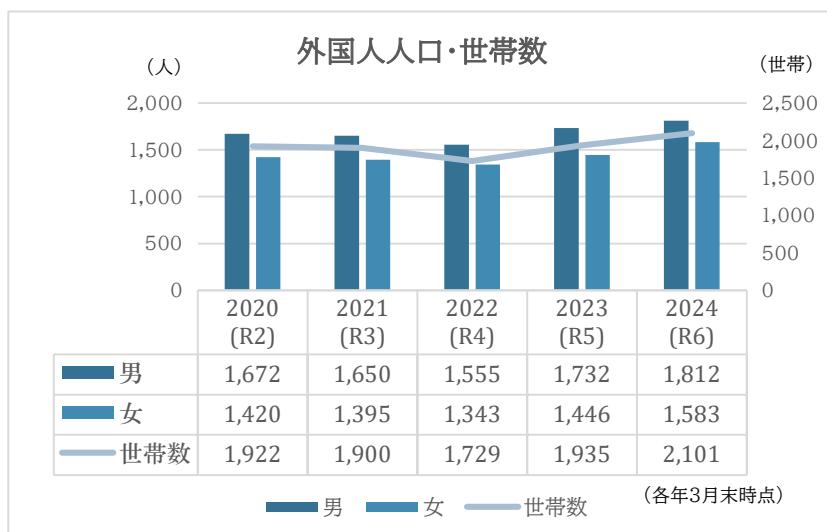
※2 【デジタル・シティズンシップ】デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力。

取組	(1)-①-5 発達段階に応じた人権教育の実践
概要	発達段階に応じた人権教育を実践するとともに、人権週間に合わせた様々な取組を行うことで積極的に人権教育を推進します。
取組	(1)-①-6 こどもへの人権教育・啓発の推進
概要	2023（令和5）年に施行した「大府市人権を尊重した誰一人取り残さないまちづくり推進条例」に基づき、小中学校等において、人権を尊重し、多様性を認め合う風土を醸成するために必要な教育・啓発を推進します。

(1)–② 多文化共生社会の実現に向けた教育の推進

現状と課題

- 近年、国際化の進展により、外国にルーツを持つ児童生徒の数が全国的に増加しています。地域社会においても多国籍・多言語・多文化が共存しており、多文化共生社会の実現は、持続可能で包摂的な社会づくりに不可欠な課題となっています。
- 本市では、2024（令和6）年3月末時点で、人口の3.6%を占める約3,400人の外国人市民が生活しており、年々増加傾向にあります。
- 多文化共生社会の実現のためには、こどもたち一人ひとりの多様性を尊重し、すべての児童生徒が安心して学び、自己を発揮できる環境づくりを進めるとともに、多文化共生社会の担い手としての資質を育む教育を推進していく必要があります。



【出典】大府の統計

施策を推進するための主な取組

取組	(1)-②-1 中学生海外派遣事業
概要	1994（平成6）年から中学生海外派遣事業を実施しています。姉妹都市であるオーストラリアのポートフィリップ市との友好関係を促進するとともに、ホームステイやテーマ別研修等を通じて、国際理解を深め、国際感覚を身に付けた心豊かな生徒の育成を図ります。
取組	(1)-②-2 小学生都市間交流事業
概要	本市は、2008（平成20）年に岩手県遠野市と友好都市提携し、小学生の訪問事業を実施しています。遠野市の異なる地域の文化や暮らしに触れることで、自分の住む地域を意識する機会とし、ふるさと大府への愛着と誇りを育む心豊かな児童の育成を図ります。

取組	(1)-②-3 セントキルダ小学校と石ヶ瀬小の相互交流支援
概要	石ヶ瀬小学校では、1996（平成8）年にオーストラリアのポートフィリップ市にあるセントキルダ小学校と姉妹校の提携をしています。また、2007（平成19）年からは毎年交互に訪問交流を実施しており、今後も現地小学校との交流によりグローバル社会に対応した高い国際感覚を備えた児童の育成を図ります。

(1)–③ 福祉・平和教育の推進

現状と課題

- 大府市社会福祉協議会と連携して、福祉への理解や思いやり、共生の大切さを伝えるために、福祉実践教室を実施しています。
- 本市は、日本国憲法の公布から70年目の記念すべき年にあたる2016（平成28）年に、「平和」の尊さ、重要性について、改めて市民とともに考える重要な機会とするため、「平和都市」を宣言しています。
- 今後も福祉実践教室に基づく福祉教育の推進及び、平和の尊さを次世代につなぐために平和教育を推進していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(1)-③-1 認知症サポーター(※1)養成講座の実施
概要	本市では、2018（平成30）年に施行した「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」に基づき、認知症の人をはじめ誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、小学校、中学校で認知症サポーター養成講座を実施して、福祉教育を推進します。
取組	(1)-③-2 平和大使派遣事業
概要	次世代へ戦争の悲惨さや平和の大切さを継承するために、沖縄県、広島県、鹿児島県、長崎県などに中学生、高校生を平和大使として派遣し、平和教育を推進します。
取組	(1)-③-3 平和給食の提供
概要	こどもたちが戦時中の食事を体験する「平和給食」など、こどもたちが平和の尊さを実感できる平和教育を推進します。
取組	(1)-③-4 アオギリ植樹プロジェクト
概要	平和の象徴として「被爆樹木二世アオギリ」の苗木を市内小中学校へ植樹し、苗木の育成を通じて平和意識の醸成を図ります。

用語解説

※1 【認知症サポーター】認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする応援者のこと。

(1)–④郷土を愛する心の育成

現状と課題

- 郷土を愛する心の育成のためには、地域への誇りや感謝の気持ちを持ち、積極的に地域に関わろうとする態度、姿勢を育てる必要があります。また、地域の伝統や文化、自然への理解を深めることで、持続可能な地域づくりに貢献できる人材の育成にもつながります。
- 学校教育法において、「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を普通教育の目標として定めています。
- 市の事業や地域の行事に児童生徒がボランティアとして参加するなど、地域に積極的に関わることで、郷土を愛する心を育成していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(1)-④-1 道徳副教材「大府市にゆかりのある人」の活用（再掲）
概要	本市ゆかりの偉人をまとめた独自の副読本「大府市にゆかりのある人」を作成（2023（令和5）年度にデジタル化）し、授業で活用することで、児童生徒の郷土愛と道徳心の育成を図ります。
取組	(1)-④-2 中学生サミットの開催
概要	市の周年記念事業として、まちづくりについて中学生の視点で考えるとともに、政策形成過程の仕組みを体験し、今後の学校生活や社会生活に生かすことを目的に中学生サミットを開催し、生徒が主体的にまちづくりを考える取組を実施します。
取組	(1)-④-3 小中学校訪問コンサートの実施
概要	竹澤恭子さん、水野紗希さんなど大府市出身の名演奏家による小中学校でのバイオリン授業や学校訪問コンサートなど、市独自の音楽教育により、地域への誇りの気持ちを育て、音楽文化への理解促進を図ります。

(1)－⑤ 長期欠席児童生徒への支援

現状と課題

- 2023（令和5）年度の国内の小中学校の不登校児童生徒数は、過去最多の約34万6千人となっています。本市においても長期欠席者数は年々増加傾向にあり、長期欠席となった要因や背景について個々の状況を確認しながら支援を行っていく必要があります。
- 本市では、2023（令和5）年度から長期欠席児童生徒が自ら進路を主体的に考え、社会的自立をするための支援を行うという現在の国の動向を鑑み、「適応指導」という用語の使用を控え、可能な限り「教育支援」という用語を使用しています。
- 「不登校」という用語について、登校できないことを否定的に捉えないように、可能な限り「長期欠席」と表現しています。
- 長期欠席児童生徒の多様な在り方を受入れ、これから社会変化に対応した総合的な支援体制を整備し、誰一人取り残されない教育を目指すために、「おおぶレインボープラン～総合的な長期欠席者支援による Well-being の向上～」を取りまとめ、児童生徒への7色の支援を推進しています。
- 長期欠席は誰にでも起こり得ることであり、ひきこもりなど将来にわたり長期的に影響を及ぼすといわれていることから、専門家と連携しながら早期の段階での児童生徒の心のケアなどを推進していく必要があります。

【大府市の長期欠席状況】

年 度	小学校			中学校			全 体		
	児童数 (人)	不登校数 (人)	出現率 (%)	生徒数 (人)	不登校数 (人)	出現率 (%)	児童生 徒数 (人)	不登校数 (人)	出現率 (%)
2019 (R1)	5,706	40	0.7	2,657	137	5.2	8,363	177	2.1
2020 (R2)	5,754	60	1.0	2,687	110	4.1	8,441	170	2.0
2021 (R3)	5,797	79	1.4	2,726	125	4.6	8,523	204	2.2
2022 (R4)	5,810	78	1.3	2,738	162	5.9	8,548	240	2.8
2023 (R5)	5,788	133	2.3	2,734	177	6.5	8,522	310	3.6
2024 (R6)	5,724	145	2.5	2,762	206	7.5	8,486	351	4.1

【出典】児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

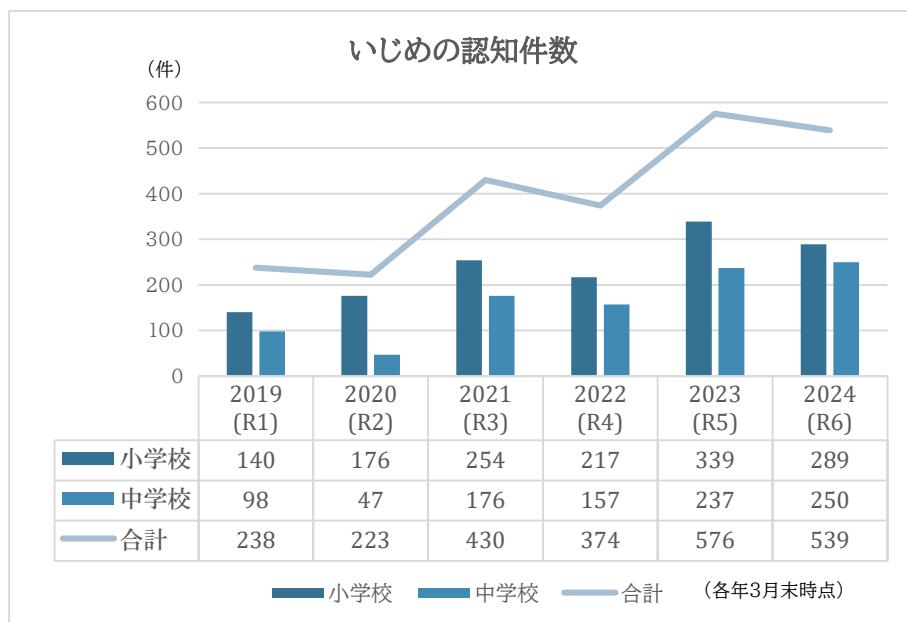
取組	(1)-⑤-1 校内教育支援室の設置
概要	自分のクラス以外での居場所として、全小中学校内に教育支援室を設置し、専任の校内教育支援室支援員が教員と連携して、悩み相談や自主学習の支援を実施します。
取組	(1)-⑤-2 養護教諭補助員の配置
概要	県の養護教諭の配置が1人のみの小中学校に、養護教諭の行う学校保健業務の補助・協力をを行う養護教諭補助員を市独自で設置し、児童生徒の健康管理について、指導体制の一層の充実を図ります。
取組	(1)-⑤-3 教育支援センターの設置
概要	教育支援センター「レインボーハウス」において、様々な理由で、長期欠席となっている児童生徒が、友だちとの触れ合いや指導員の支援等で自立し、学校復帰や社会参加ができるよう支援します。
取組	(1)-⑤-4 夜間中学校での学び直し支援
概要	義務教育課程で長期欠席などの状態にあった方に対する教育の機会を確保するために、名古屋市と協定を締結し、夜間中学校での中学課程の学び直しを支援します。
取組	(1)-⑤-5 民間フリースクール等の授業料補助
概要	長期欠席又は長期欠席傾向にある児童生徒の社会的自立を支援するとともに、様々な通いの場を確保するため、フリースクール等を利用する児童生徒のいるご家庭に対して、授業料の一部を補助します。
取組	(1)-⑤-6 メタバースでの教育・相談支援
概要	自宅や校内教育支援室など、居場所を問わずに参加することができる教育メタバースを活用し、オンラインにより長期欠席児童生徒を支援します。
取組	(1)-⑤-7 スクールソーシャルワーカーによる相談支援
概要	スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、いじめや長期欠席（不登校）等、児童生徒が抱える学校や日常生活における様々な問題の解決に向けて面談等を実施し、一緒に解決方法を考え、関係機関等と連携して支援します。
取組	(1)-⑤-8 スクールカウンセラーによる相談支援
概要	県から派遣されるスクールカウンセラーによる小中学校での相談活動の他、市独自でスクールカウンセラーをレインボーハウス等に配置し、児童生徒及び保護者への相談活動を実施します。

取組	(1)-⑤-9 市民活動団体との連携
概要	地域で長期欠席者への教育等支援や保護者への相談支援をしている団体と連携を図ります。
取組	(1)-⑤-10 未就学段階から中学校卒業後までの情報連携
概要	保護者の同意により、未就学段階から中学校卒業後までの情報を中学校卒業時に福祉部局と共有することで、切れ目のない支援につなげていきます。
取組	(1)-⑤-11 虹の架け橋サポーターによる啓発活動
概要	長期欠席（不登校）を経験した市内在住の漫画家・棚園正一さんを長期欠席支援の啓発サポーター「虹の架け橋サポーター」として、長期欠席児童生徒の現状や市の取組を、広く市民などに発信します。
取組	(1)-⑤-12 教育支援センターの新設(★)
概要	新たに「健康増進・交流拠点施設」との複合施設として「第二教育支援センター」を整備します。

(1)–⑥ いじめ・虐待の防止

現状と課題

- 国は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関との連携推進など、いじめ防止対策の推進を図っており、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加傾向にあります。
- 国は、いじめによる重大事態の発生が増加しており、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況から、重大事態の調査に係る様々な課題に対応するために、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を2024（令和6）年8月に改訂しています。また、これまで不登校重大事態については、「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」がありましたが、これを廃止し、いじめのガイドラインに不登校の要素を盛り込むことで、ガイドラインの一本化をしています。
- 本市においても、各小学校においていじめの積極的な認知がされており、いじめの認知件数は年々増加傾向にあります。
- 本市は、国のがいじめ防止対策推進法に基づき、いじめは絶対に許されないという強い決意の下、「いじめをしない、させない、見逃さないまち」を実現することを目指すため、「大府市いじめ防止等に関する条例」を2018（平成30）年に制定しています。
- いじめはどのこどもにも、どの学校でも起こり得る身近な問題であることから、将来にわたっていじめを防止するとともに、いじめが起きてしまった場合は、早期にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門家と連携することで、児童生徒の心のケアを推進していく必要があります。



【出典】児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

施策を推進するための主な取組

取組	(1)-⑥-1 大府市いじめ問題対策委員会の設置
概要	いじめ重大事態等が発生した場合は、大府市いじめ問題対策委員会において、調査やいじめの防止等のための取組に関する事項について審議します。
取組	(1)-⑥-2 大府市いじめ問題連絡協議会の設置
概要	大府市いじめ問題連絡協議会において、いじめの防止等の推進に関する事項やいじめの防止等の関係機関との連携について、協議します。
取組	(1)-⑥-3 関係機関との連携
概要	こども家庭センターなど、関係機関と連携して、いじめや虐待防止に努めます。
取組	(1)-⑥-4 スクールソーシャルワーカーによる相談支援(再掲)
概要	スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、いじめや長期欠席（不登校）等、児童生徒が抱える学校や日常生活における様々な問題の解決に向けて面談等を実施し、一緒に解決方法を考え、関係機関等と連携して支援します。
取組	(1)-⑥-5 スクールカウンセラーによる相談支援(再掲)
概要	県から派遣されるスクールカウンセラーによる小中学校での相談活動の他、市独自でスクールカウンセラーをレインボーハウス等に配置し、児童生徒及び保護者への相談活動を実施します。
取組	(1)-⑥-6 スクールロイヤーの配置
概要	弁護士をスクールロイヤーとして配置し、専門的な知識、経験に基づき、学校におけるこどもを取り巻く問題に対し、こどもの最善の利益の観点から法的アドバイスを受けます。

施策の 方向性2

誰一人取り残されず、児童生徒一人ひとりが個人の可能性 を引き出す教育の推進【知育】

近年、いじめや虐待、長期欠席、ヤングケアラー、さらには貧困など、子どもたちが抱える困難はますます多様化・複雑化しています。こうした背景の中で、子ども一人ひとりの状況に丁寧に向き合い、きめ細やかな支援を行うことの重要性が高まっています。

特に、特別な支援を必要とする障がいのある児童生徒の数は年々増加傾向にあり、学習面・生活面の両面において、よりきめ細かな指導や支援体制の充実が求められています。

一方で、これまでの学校教育では、「みんなで同じことを、同じように行う」ことが重視されてきましたが、現在は転換期を迎えています。文部科学省が提言する「令和の日本型学校教育」においては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が重視されています。これは、児童生徒一人ひとりの特性や背景に応じた柔軟な学びを保障しつつ、他者との対話や協働を通して多様性を理解し合う学びの場を確保するものです。

誰一人取り残されずに、児童生徒一人ひとりが個人の可能性を引き出すためには、一人ひとりが多様な他者を理解・尊重し、高め合い、個々の可能性を引き出すことができる教育を推進していく必要があります。

成果指標	対象	現状値		目標値
		2024(令和6)年度	2030(令和12)年度	
学校評価で「学校の授業が分かる」と回答した児童生徒の割合	小中学生	87.5%		毎年度 90.0%
全国学力・学習状況調査で全国平均点に達している科目数	小学生	1/2	2/2	
	中学生	2/2	3/3	
英語検定3級以上又はこれに相当するレベルの試験・資格を取得している生徒の割合	中学校 3年生	55.1%	70.0%	
学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たり1時間以上、PC・タブレットなどのICT機器を、勉強のために使っている割合(遊びなどの目的に使う時間は除く)	小学生	18.7%	30.0%	
	中学生	14.9%	30.0%	

(2)-① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

現状と課題

- 学習指導要領では、「一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識とともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようすること。」とされています。
- 市独自で支援員を配置するなど、個々の児童生徒に寄り添いながら、きめ細かに学校生活を支援する体制づくりを行っています。
- 個別最適な学びでは、GIGAスクール構想(※1)により1人1台端末が整備されたことで、デジタル教科書や教材、アプリなどを活用した個別での家庭学習を進めることができます。
- 協働的な学びでは、学校だけではなく地域や民間企業、大学等と協働することで、多様な学びを実現していく必要があります。
- 個別最適な学びに偏りすぎることで孤立的な学びとならないように、探究的な学習や多様な他者と協働しながら学習することで、それぞれの学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びにつなげていく必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(2)-①-1 少人数指導
概要	単元の内容に応じて1学級を二つのグループに分け、グループごとに指導法を工夫するなど、一人ひとりの良さを生かし、可能性をのばすために個に応じた指導を実施します。学年に応じてTT(チーム・ティーチング)(※2)を取り入れた学習も進めます。
取組	(2)-①-2 スクールライフソポーターの配置
概要	小学校低学年向けにスクールライフソポーターを配置し、通常学級に在籍する児童を対象に、児童の抱える不安やストレス等の緩和に向けた相談活動や学校生活全般の活動を支援します。
取組	(2)-①-3 通常学級特別支援員の配置
概要	小学校高学年向けに通常学級特別支援員を配置し、通常学級に在籍する児童を対象に、児童の抱える不安やストレス等の緩和に向けた相談活動や学校生活全般の活動を支援します。

用語解説

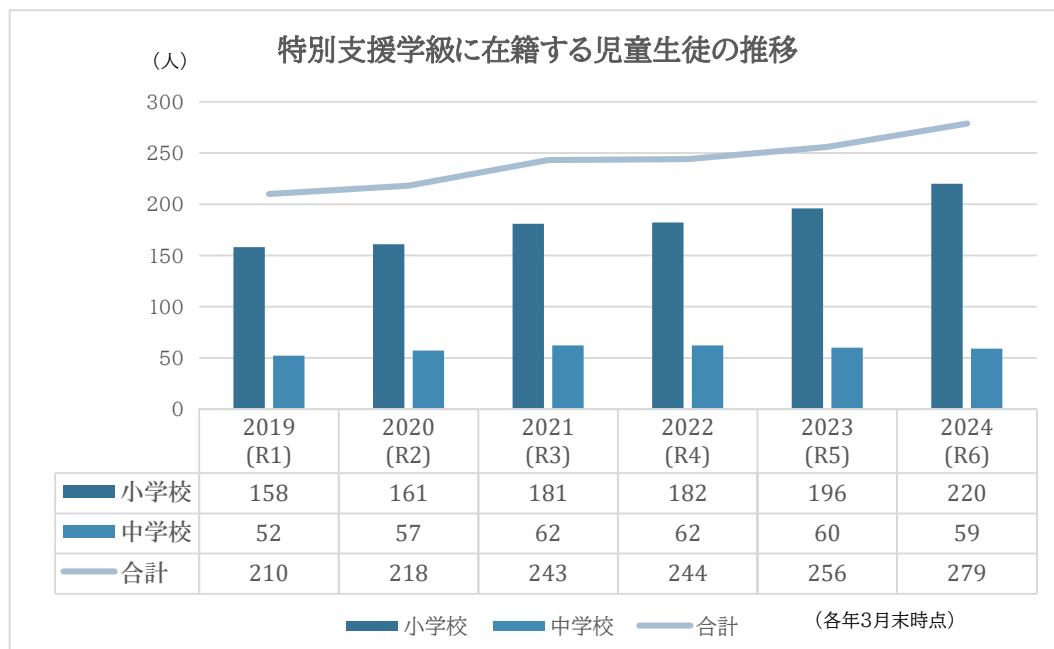
※1 【GIGAスクール構想】1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とした取組。

※2 【チーム・ティーチング】複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式。

(2)-② 特別支援教育・教育支援の充実

現状と課題

- 国は、障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪としたインクルーシブ教育^(※1)システムの実現に向けた取組を推進しています。
- 本市の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、小学校では年々増加傾向にあり 2024（令和6）年には220人となっています。中学校においては、増減をしながらも緩やかに増加しており、2024（令和6）年には59人となっています。
- 特別支援学級の児童生徒の学校生活を支援するために、市独自で支援員を配置しています。
- 教育支援の充実として、就学前又は就学中における教育相談や特別支援学級見学会を実施することで、児童生徒に適した教育環境の選択が可能です。
- 特別な教育的ニーズをもつ児童生徒に対して、本人及び保護者の意向を尊重した個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用など、障がいの状態などに応じた適切な指導や支援を受けることができるようしていく必要があります。



【出典】学校基本調査

用語解説

※1 【インクルーシブ教育】人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組。

施策を推進するための主な取組

取組	(2)-②-1 個別の教育支援計画「すぐすぐ」の活用
概要	幼稚園・保育園、小中学校が共通して活用する個別の支援計画「すぐすぐ」を作成し、教育、福祉、医療等の関係機関が児童生徒の実態や情報を共有し、継続して児童生徒に対する適切な支援を行います。
取組	(2)-②-2 特別支援学級補助員の配置
概要	小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒を対象に、児童生徒の悩み、不安、ストレス等を和らげ、学校生活全般の支援活動を行うために特別支援学級補助員を配置します。
取組	(2)-②-3 特別支援教育展(わくわく展)の開催
概要	児童生徒、保護者、教職員等の交流を図るために、個人の作品や各学校の活動報告等を展示して、市民に対する特別支援教育への関心や理解を深めます。

(2)-③ 確かな学力と探究学習の推進

現状と課題

- 国は、基礎的・基本的な「知識や技能」に加えて、「学ぶ意欲」や「思考力・判断力・表現力など」を含めた幅広い学力を育てることを必要としており、各学校では、こどもたち一人ひとりに応じて指導するなど「わかる授業」を行い、「確かな学力」育むことが求められています。
- 総合的な学習の時間では、自然体験や社会体験を重視し、豊かな感性と表現力を育てており、学ぶ意欲と課題を見つけ、自分で考えてやり遂げる力を育てています。今後も、探究学習やプロジェクト型学習を取り入れるなど指導の工夫・改善をしながら課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育んでいく必要があります。
- 本市では、こどもたちが分かる、できる喜びを実感することができる学習指導を進めしており、「読み・書き・計算」などの学習の基礎を定着させています。

施策を推進するための主な取組

取組	(2)-③-1 各種検定受検料の補助
概要	英語検定や数学検定などの検定料を補助するなど、児童生徒が英語や数学などに興味、関心を持つよう促し、学習意欲の向上を図ります。
取組	(2)-③-2 英語検定及び数学検定成績優秀者の表彰
概要	英語検定及び数学検定において優秀な成績を収めた児童生徒に対し、英語検定の表彰については、姉妹都市であるオーストラリアのポートフィリップ市から記念に贈られた「ミモザ」の木から「ミモザ賞」とし、数学検定の表彰については、大府市出身の偉大な数学者・永田雅宜（ながたまさよし）氏にちなみ、「永田雅宜賞」として表彰を実施します。
取組	(2)-③-3 「ラーケーションの日」 ^(※1) の実施
概要	こどもや家庭が学校を休んで、家族との時間や社会体験、旅行、地域活動などを通して、体験や探究の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行する活動を推進します。

用語解説

※1 【「ラーケーションの日」】学習（ラーニング）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語で、愛知県の公立学校に通う児童生徒が、保護者の休暇に合わせて年間の決められた日数まで学校外で体験や学びを行うことができる、愛知県発祥の制度。

(2)-④ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)・ICT 教育の推進

現状と課題

- GIGA スクール構想に基づき、市内小中学校の児童生徒に1人1台端末を整備とともに、小中学校の全普通教室及び特別支援教室に双方向デジタルディスプレイ（電子黒板）を設置しています。
- 学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力の一つとして、プログラミング的思考や情報モラルを含む情報活用能力の育成が重視されています。これに基づき、児童生徒が情報に関する問題に適切に対処できるよう、授業の中で情報モラルに関する教育を取り入れ、情報社会において適切に活動するための基盤となる考え方や態度を身につけるよう取り組んでいます。また、情報モラルと併せて、「情報の本質を見抜く力」や「倫理的な判断力」を育む情報リテラシー教育の重要性も、ますます高まっています。
- 小中学校においては、必要な情報を収集し、課題解決学習や自己表現の手段として活用する情報教育が実施されています。情報を単に収集するだけでなく、それを読み取り、比較し、考察する力を育成するためにも、データサイエンスの視点を取り入れ、児童生徒が自らデータを活用し、その価値を生かす力を養う教育の推進が求められます。
- 予定表から通知表などの管理を行うことができる統合型校務支援システムの導入、校務支援システムと連携が可能な保護者連絡アプリを導入するなど校務のデジタル化を推進しています。今後は、教職員の負担軽減、働きやすさの向上をするため、校務支援システムのクラウド化や学習系ネットワークとの統合、校務における生成 AI の活用など校務 DX をより推進していく必要があります。
- 様々な社会的変革に対応するため、ICT を活用することが特別なことではなく、日常化するように学校教育現場においてもビッグデータ（※1）や生成 AI（※2）など ICT を含む様々なツールの活用、教員の指導力向上、ICT 環境整備の更なる充実を目指して教育 DX の推進をしていく必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(2)-④-1 ICT 支援員の配置
概要	ICT 支援員を配置し、授業中の機器操作等の支援や ICT を活用した授業提案等、教職員を支援します。

用語解説

※1 【ビッグデータ】従来のデータ処理・管理ツールでは扱いきれないほど膨大かつ多様なデータのことです。その特徴は「Volume（量）」、「Variety（多様性）」、「Velocity（速度）」の「3V」と呼ばれる要素で表され、これに「Value（価値）」、「Veracity（正確性）」を加えた「5V」で定義されることもあります。

※2 【生成 AI】テキスト、画像、音声、動画などの新たなコンテンツを生成する人工知能の一種。

取組	(2)-④-2 教育情報化指導員の配置
概要	教育情報化指導員を配置し、市内の小中学校を巡回し、教員及びICT支援員に対する指導、相談、助言等をします。
取組	(2)-④-3 プログラミング教育指導手引書「FUN！プログラミング」の発刊
概要	全小中学校でプログラミング教育の授業事例を共有化し、どの学校でもプログラミング教育を実践できるように、市独自の指導手引書を発刊し、隨時改訂をします。
取組	(2)-④-4 採点システムの活用
概要	採点システムにより、採点業務の効率化を図り、教員の多忙化を解消とともに、分析結果を活用し、個に寄り添った指導の質の向上を図ります。
取組	(2)-④-5 メタバースでの教育・相談支援(再掲)
概要	自宅や校内教育支援室など、居場所を問わずに参加することができる教育メタバースを活用し、オンラインによる長期欠席児童生徒を支援します。
取組	(2)-④-6 タブレット端末の配備
概要	1人1台端末の配備について、計画的に更新します。
取組	(2)-④-7 ICTを活用した日本語指導
概要	外国籍の児童生徒に対して、翻訳アプリや多言語対応教材、読み上げ機能などを活用し、母語と日本語を併用しながら理解を支援する日本語指導を行います。

(2)-⑤ キャリア教育の推進

現状と課題

- 国は、「キャリア・パスポート」等を活用し、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることとしています。
- 小学校では、総合的な学習の時間などで地域の人々と積極的に関わる中で、働くことの意義や生き方に触れ、キャリア教育の基盤を作るとともに、当番活動や様々な体験活動等に取り組む中で、働くことの大切さや責任をもって取り組むことの大切さを学ぶことができる児童の育成をしています。
- 中学校では、職場体験活動や進路指導等を通して、興味、関心等に基づく望ましい勤労観、職業観の育成や個性を生かせる学校や職業などの進路を選択、決定することができる生徒の育成をしています。
- 今後も学習指導要領に沿ったキャリア教育を推進し、児童生徒が自ら学習状況やキャリア形成を見通し、自身の成長や自己評価ができるように検討していく必要があります。

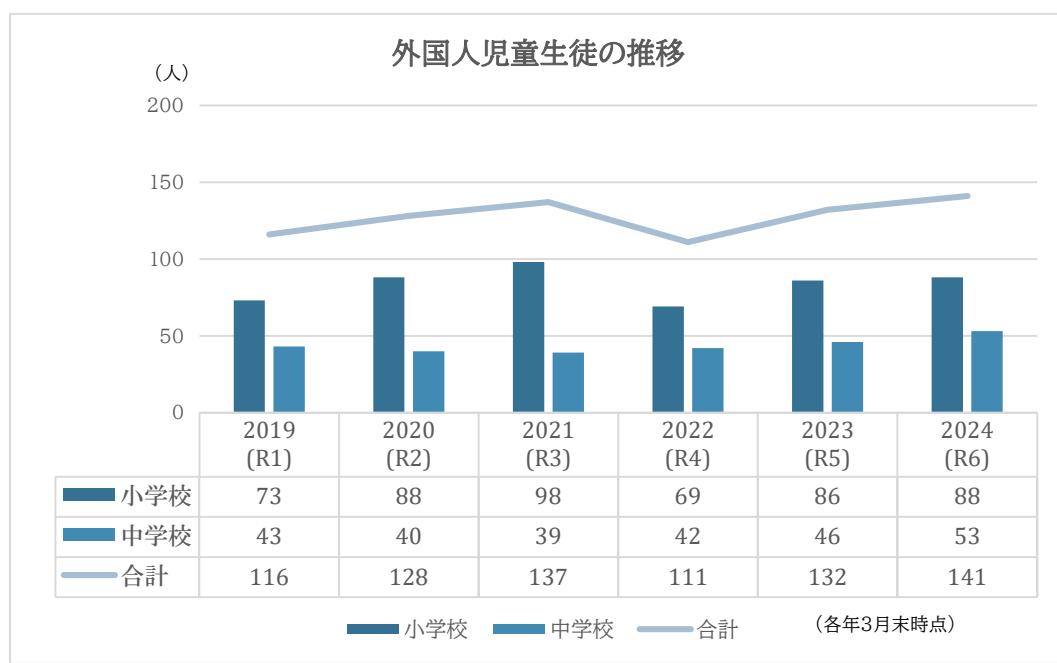
施策を推進するための主な取組

取組	(2)-⑤-1 小中学校キャリアスクールプロジェクト事業
概要	市内の小中学校に職場体験学習を通して、望ましい勤労観・職業観の醸成を図ります。
取組	(2)-⑤-2 進路指導事業
概要	中学校の生徒及び保護者の進路選択の意向を的確に把握し、高校、事業所等と連携を図り、適切かつ望ましい進路指導を行います。

(2)–⑥ 日本語指導が必要な児童生徒への支援

現状と課題

- 国の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果」では、公立学校における日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は、2023（令和5）年5月1日時点で、57,718人となっています。また、外国籍だけではなく、日本国籍で日本語指導が必要な児童生徒は11,405人おり、年々増加傾向にあります。
- 本市においても、外国人児童生徒数は増加傾向にあり、2024（令和6）年度現在では、小学校で88人、中学校で53人となり、合計で141人となっています。
- 学校では、日本語教室を設置しており、日本語が話せない外国人児童生徒に対して、教員による日本語習得の支援を行っています。また、日本語指導が必要な児童生徒が10人以上在籍する学校には、専任の教員を配置しています。
- 学校現場では、日本語指導ができる教員や支援員の人材不足や、日本語が理解できないことによる児童生徒の学習の遅れ、日本語が不得意な保護者とのコミュニケーションなど多くの課題があります。今後も日本語指導が必要な児童生徒が学校生活にスムーズに適応できるよう、支援を続けていく必要があります。



施策を推進するための主な取組

取組	(2)-⑥-1 日本語・母語指導員の配置
概要	日本語指導が必要な外国人児童生徒を対象に、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ベトナム語等の母語を話すことのできる日本語・母語指導員を学校へ派遣し、学校生活に適応できるよう支援します。
取組	(2)-⑥-2 携帯型音声翻訳機の配置
概要	日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校に、双方向の携帯型音声翻訳機（ポケトーク）を配置します。
取組	(2)-⑥-3 日本語初期指導教室の開設
概要	日本語がほとんど理解できない外国人児童生徒を対象に、基礎的な日本語の会話や文法能力を早期に習得し、学校への適応やその後の日本語学習の基礎力を養うため、講師を学校へ派遣し、集中的・専門的な日本語基礎指導を行います。
取組	(2)-⑥-4 外国人児童生徒のための翻訳文書作成
概要	日本語が分からぬ児童生徒や保護者のために、学校だよりや各種申請書などを翻訳して、学校生活において必要な情報等を得ることができるように取り組みます。
取組	(2)-⑥-5 ICT を活用した日本語指導(再掲)
概要	外国籍の児童生徒に対して、翻訳アプリや多言語対応教材、読み上げ機能などを活用し、母語と日本語を併用しながら理解を支援する日本語指導を行います。

(2)-⑦ グローバルに活躍する人材の育成

現状と課題

- 国の教育振興基本計画では、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度、豊かな言語力、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力、新しい価値を創造する能力、主体性・積極性・包摂性・多様性の理解や社会貢献、国際貢献の精神等を身に付けて様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材の育成を重要視しています。
- 学習指導要領に基づき、2020（令和2）年度から、小学校3、4年生で外国語活動を開始し、5、6年生で教科書を使った教科として英語の授業を実施しています。また、中学校では教科書で扱う単語の量が1.5倍に増加し、高校で習う文法の前倒し学習など、「聞く・話す・読む・書く」といった技能が総合的に充実され、英語能力の向上が図られています。
- グローバルに活躍する人材を育成するためには、日本や外国の言語や文化を理解・尊重し、郷土の愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍する資質や能力を育成していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(2)-⑦-1 外国人指導助手(ALT)の配置
概要	児童・生徒の英語の発音や国際理解の促進を目的に、英語を母国語とするALT（英語指導助手）を各小・中学校に配置し、授業や外国語活動をサポートします。
取組	(2)-⑦-2 英語検定受検料の補助
概要	英語検定の検定料を補助するなど、児童生徒が英語に興味、関心を持つよう促し、学習意欲の向上を図ります。
取組	(2)-⑦-3 市役所会場の英語検定試験の開催
概要	気軽に英語検定に挑戦できるよう、市役所を受検会場として生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ります。

施策の 方向性3

食・運動を通じた児童生徒の健やかな心身の育成【体育】

児童生徒の健やかな心身の育成において、「食」と「運動」はこどもたちの健康的な生活習慣を形成する上で不可欠な要素であり、重要性が一層高まっています。

しかしながら、食生活においては、朝食を摂らない児童生徒が一定数存在しており、偏った食習慣や栄養バランスの乱れも見られ、栄養に関する知識や食への関心の不足が問題視されています。

運動習慣については、日常的な身体活動の機会が減少傾向にあり、全国的にも児童生徒の体力水準は伸び悩んでいることから、日常生活の中で運動が習慣化されていないことなどが課題となっています。

さらに、生活リズムの乱れや睡眠不足、SNS や人間関係のストレスなどによる精神的な不調も増加傾向にあり、心の健康にも配慮した教育的支援が求められています。特に、肥満傾向児の増加は、将来的な生活習慣病のリスクを高める要因として懸念されています。

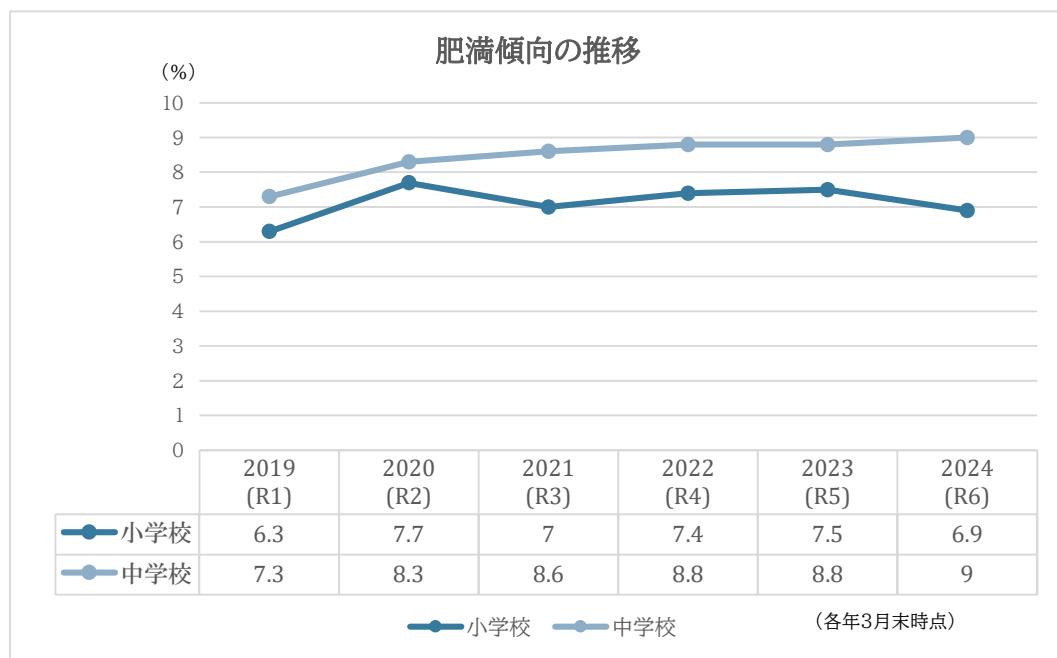
こうした課題の背景には、家庭での生活習慣の差や、地域との連携の不足といった要素も影響しており、こどもたちが健やかに成長できるよう、学校だけでなく家庭や地域社会との連携・協働の強化が必要です。今後も本市のまちづくりの基本理念である「健康都市」の実現を目指し、児童生徒の心身の健康づくりの体制を推進していく必要があります。

成果指標	対象	現状値	目標値
		2024(令和6)年度	2030(令和12)年度
学校保健統計調査で肥満度20%以上の児童生徒の割合	小学生	6.9%	6.0%
	中学生	9.0%	7.0%
全国体力・運動能力調査全国平均値に達している種目数	小学校5年生(男)	1/8	8/8
	小学校5年生(女)	1/8	8/8
	中学校2年生(男)	5/8	8/8
	中学校2年生(女)	6/8	8/8
全国学力・学習状況調査で「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	小学生	95.4%	100%
	中学生	93.6%	100%

(3)-① こどもの心身の健康づくりの推進

現状と課題

- 国は、肥満・痩身、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化する児童生徒の現代的な健康課題に対応するため、心の健康、食に関する指導など、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに、養護教諭・学級担任・栄養教諭・学校医等が行う健康相談及び保健指導、健康管理、保健組織活動等の取組を推進するなどの学校保健、学校給食・食育の充実を図ることとしています。
- 本市では、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師、学校並びに教育委員会で学校保健会を組織し、専門機関と連携しながら児童生徒の健康管理を実施しています。
- こどもたちの心の不調は表面化しにくく、SNSによる誹謗中傷や他者との比較、家庭内での孤立や虐待など、学校外におけるストレス要因は年々複雑化しています。そのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職による相談体制を一層充実させ、児童生徒の心のケアを積極的に推進していく必要があります。



【出典】学校保健統計調査

施策を推進するための主な取組

取組	(3)-①-1 養護教諭補助員の配置(再掲)
概要	県の養護教諭の配置が1人のみの小中学校に、養護教諭の行う学校保健業務の補助・協力を専門的に行う養護教諭補助員を市独自で設置し、児童生徒の健康管理について、指導体制の一層の充実を図ります。
取組	(3)-①-2 フッ化物洗口の実施
概要	小中学校では、虫歯予防のため、年間を通して朝の会の前後に教室でフッ化物洗口を実施します。
取組	(3)-①-3 良い歯の子表彰の実施
概要	歯と口の健康週間に合わせて、定期歯科検診で状態の良かった児童生徒に表彰状と記念品を配布します。
取組	(3)-①-4 児童生徒健康診断の実施
概要	学校保健安全法に基づき、学校医等と連携しながら児童生徒の健康診断を実施します。
取組	(3)-①-5 セルフディフェンス講座(SOSの出し方講座)の実施
概要	小学校4年生及び中学校1年生を対象に、自分を大切にする心を育て、いじめや虐待、不審者への対応など、様々な事例に対して自分を守るための具体的な知識や技能を学ばせるための講座を関係機関と連携して実施します。
取組	(3)-①-6 スクールソーシャルワーカーによる相談支援(再掲)
概要	スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、いじめや長期欠席(不登校)等、児童生徒が抱える学校や日常生活における様々な問題の解決に向けて面談等を実施し、一緒に解決方法を考え、関係機関等と連携して支援します。
取組	(3)-①-7 スクールカウンセラーによる相談支援(再掲)
概要	県から派遣されるスクールカウンセラーによる小中学校での相談活動の他、市独自でスクールカウンセラーをレインボーハウス等に配置し、児童生徒及び保護者への相談活動を実施します。

(3)-② こどもの体力づくりの推進

現状と課題

- 文部科学省が実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、2024（令和6）年度は、全国的に見て中学校男子の体力合計点は新型コロナウイルス感染症蔓延前の水準に回復しています。一方で、小学校男子および中学校女子はほぼ横ばいで推移しており、小学校女子については体力の低下が見られます。
- 運動習慣と生活習慣は互いに深く関係しているとされており、小中学生の男女ともに「毎日朝食を食べる」と回答した割合は減少傾向にあります。また、テレビゲームやスマートフォンの普及により、運動習慣の低下も見られます。こうした状況から、児童生徒が規則正しく、バランスのとれた生活を送ることが求められています。
- 本市では、心身ともに健康で活力のある児童生徒を育成するために、体育の授業や部活動等を通して体力づくりを推進していますが、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果は、全国平均と比較しても低い数値となっており、児童生徒の基礎的な体力向上を図る取組を推進していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

取組	(3)-②-1 部活動指導員、外部指導員の配置
概要	生徒の技能向上や深い学びのために、各部活動に顧問だけではなく、地域のスポーツ・文化分野の専門家である部活動指導員や外部指導員を配置します。
取組	(3)-②-2 中学校部活動の地域展開(★)
概要	教員の働き方改革や持続可能な部活動を目指し、部活動を学校主体から地域主体にするために、2025（令和7）年8月から土日の部活動は行わず、「おおぶ地域クラブ」として活動を展開しています。今後は、平日も含めた「おおぶ地域クラブ」の活動を推進します。
取組	(3)-②-3 体力向上プロジェクト(大府はつらつ運動プログラム)の実施
概要	小学校の低学年を対象に、体育の授業において、外部の専門的な指導者とともに、体力・運動能力の向上と運動に意欲的に取り組む姿勢を育みます。

(3)-③ 食育の推進

現状と課題

- 教育基本法では、人格の完成と健康な生活の形成を目的とした教育の重要性が示されており、食育はその一環として位置づけられています。さらに、2005（平成17）年に施行された「食育基本法」に基づき、国が策定する「食育推進基本計画」や文部科学省が定める「学習指導要領」により、学校における体系的な食育の推進が図られています。
- 国の教育振興基本計画では、こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学習指導要領に基づき、各教科等を通じた食育を推進することとしています。また、小中学校等においては、「生きた教材」である学校給食を活用した実践的な指導を行うなど、栄養教諭を中心とした学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図ることとしています。
- 現代のこどもは外食や加工食品の利用が増え、食のバランスが崩れやすい環境にあります。また、食への関心が薄いこどもも多く、食育を通じて食の意識や態度を改善することが求められています。食育は学校だけで完結せず、家庭や地域社会と連携してこどもを取り巻く環境全体で推進していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

取組	(3)-③-1 自校調理方式による給食提供
概要	知多半島5市5町の中で唯一の「自校調理方式」による、栄養バランスの整った作りたての給食の提供や、食物アレルギーに対応した除去食等のきめ細かい対応による給食を提供します。
取組	(3)-③-2 学校給食費の無償化(★)
概要	中学校だけでなく、小学校も学校給食費を無償化し、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援の充実を図ります。
取組	(3)-③-3 給食教室及び学校給食懇談会の開催
概要	給食教室及び学校給食懇談会を開催し、学校給食について学校・PTA・給食関係者等の理解を深めます。
取組	(3)-③-4 「大府市小中学校食育推進の指針」に基づく食育の推進
概要	「大府市小中学校食育推進の指針」に基づき、発達段階に応じた食に関する指導を計画的に行うとともに、家庭・地域と連携した食育を推進します。
取組	(3)-③-5 アレルギー対応委員会の設置
概要	小中学校の学校給食における食物アレルギー対応の方針を検討するとともに、児童生徒の学校給食における食物アレルギー対応について、専門的な有識者と幅広く協議し、意見等をいただきながら対策や取組を推進します。

取組	(3)-③-6 学校給食の「おおぶニック学校給食米」、伝統野菜の使用
概要	農薬や化学肥料を使用しない「おおぶニック学校給食米」を学校給食で提供します。また、「知多3号たまねぎ」や有機農業で栽培されたタマネギ等も学校給食で提供することで、地域における食に関わる人々の様々な熱意や活動の理解促進を図ります。
取組	(3)-③-7 こども料理コンクール「ビストロおぶちゃん」の開催
概要	こども料理コンクール「ビストロおぶちゃん」を開催し、食習慣の確立する学童期に野菜への興味や関心の普及、定着を図り、地産地消及び食育を推進します。

施策の 方向性4

学校・家庭・地域等の連携・協働による持続可能な社会の 創り手の育成【協働】

気候変動や環境破壊、格差の拡大、少子高齢化など、私たちの社会は多くの課題を抱えており、それらを将来世代とともに解決していくためには、「持続可能な社会」の実現が求められています。こうした社会の変化に対応し、児童生徒が主体的に未来を切り拓く力を身につけることが重要であり、そのためには学校だけでなく、家庭、地域、関係機関との連携・協働が不可欠です。

本市においては、自治区・コミュニティ活動や公民館活動が活発に行われており、市民や地域、行政が協働して、さまざまな社会的課題への対応を進めています。教育分野においても、これまで地域と学校が連携・協力しながら、児童生徒の健全な育成に取り組んできました。

今後も、こうした地域の特色と教育資源を生かし、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちが「自ら考え、行動し、他者と協力して課題を解決する力」を育み、持続可能な社会の創り手の育成を推進していく必要があります。

成果指標	対象	現状値	目標値
		2024(令和6)年度	2030(令和12)年度
中学生で年1回以上ボランティア活動をした生徒の割合	中学生	42.8%	75.0%
学校評価で「学校は、特色ある学校づくりを行っていると思う」と回答した保護者の割合	保護者 (小学生)	77.5%	95.0%
	保護者 (中学生)	71.1%	95.0%
学校評価で「いつも社会のルールやマナーを守っている」と回答した児童生徒の割合	小学生	89.4%	95.0%
	中学生	88.8%	95.0%

(4)-① 持続可能な学校指導体制の整備

現状と課題

- 各学校においては、校風として根付いている学校文化を基盤に、特色ある学校づくりを進めており、児童生徒や保護者へのアンケート調査の実施や、地域住民から学校運営に関する意見・助言をいただく機会を設けたりするなど、地域から寄せられる多様な声を学校運営の改善に活用しています。こうした取組を通じて、地域全体でこどもたちの育成に関わる体制が、着実に構築されつつあります。
- 学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」や「カリキュラム・マネジメント」の実現には、教育内容だけでなく、それを支える持続可能な学校組織・指導体制の構築が不可欠であり、教職員の業務改善と人材育成の両立、校内マネジメントの質的向上、地域との協働関係の強化、ICT環境を活かした効率的な学校運営など、制度面・実務面の両面からの取組を推進していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(4)-①-1 学校評議員会の開催
概要	学校評議員会を開催し、保護者や地域住民等の意向を反映させながら、地域に開かれた学校運営を推進します。
取組	(4)-①-2 学校評価の実施と活用
概要	児童生徒、保護者、教職員に対して学校評価アンケート調査を実施し、教育活動や学校運営の成果や問題点を把握し、学校改善に生かします。
取組	(4)-①-3 小中学校教職員研修の実施
概要	教職員の各職務別研修、研究会等への参加を促進し、教育実践を通して教職員の資質の向上を図ります。

(4)-② 青少年健全育成の推進

現状と課題

- 青少年を取り巻く環境は複雑化しており、学校教育の現場でも様々な問題が生じています。近年は、いじめや長期欠席、ひきこもりが年々増加傾向にあり、特にSNSを介した人間関係のトラブルが深刻化しています。また、ストレスや孤独感に起因する心の健康問題も拡大し、うつ症状や自傷行為、自死の増加などが課題となっています。
- 学校では、児童生徒の問題行動を未然に防ぐために生徒指導部会を設置し、市内の各学校間の情報交換、地域や家庭、警察署のスクールソポーターなどの関係機関との連携を強化しています。
- 青少年の健全育成には、学校だけではなく家庭、地域等の関係機関が連携し、それぞれの強みを活かしながら、青少年の健全育成を推進していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(4)-②-1 青少年への声かけパトロール
概要	地域のコミュニティの「ひまわり委員」が青少年への声かけパトロール活動を通じて、地域の教育力を高め、青少年の健全育成を推進します。
取組	(4)-②-2 こども家庭センターによる家庭児童相談
概要	こどもの生活習慣・非行・児童虐待や障がい等、養育について問題を抱えている方に対して、専門の相談員が相談に応じます。また、児童相談センター等各関係機関と連携し、こどもの育成についての問題に対応します。
取組	(4)-②-3 総合的な窓口による相談支援
概要	ひきこもりの支援として、年齢、属性を問わず、窓口、電話での常設相談、臨床心理士、精神保健福祉士による専門相談、アウトリーチ相談（訪問相談）など、相談内容に応じて関係機関と連携しながら支援を実施します。
取組	(4)-②-4 セルフディフェンス講座(SOSの出し方講座)の実施(再掲)
概要	小学校4年生及び中学校1年生を対象に、自分を大切にする心を育て、いじめや虐待、不審者への対応など、様々な事例に対して自分を守るための具体的な知識や技能を学ばせるための講座を関係機関と連携して実施します。

(4)–③ 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進

現状と課題

- 学習指導要領では、「一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識とともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められる。」として、ESD の理念が明記されています。
- 持続可能な社会を創るためにには、環境教育、人権・平和教育、多文化共生教育、消費者教育、交通安全教育、などを通じて、現代社会の問題を自らの問題として捉え、学校だけではなく地域や大学、企業、NPO など多様な主体との協働を推進することが求められています。
- 学校での ESD の実践にあたっては、問題解決的な学習を適切に位置付け、探究的な学習過程を重視し、体験活動や学習者を中心とした「主体的・対話的で深い学び」の観点から、グループ活動を取り入れ、話し合い、協力して調査やまとめ、発表を行い、協同的な学びとする必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(4)-③-1 環境学習出前講座の実施
概要	環境学習出前講座で、廃棄物処理の学習に合わせて、大府市の「ごみの処理」や「資源の分別」、「ごみの減量」の周知を図ります。 愛知県が実施している「ストップ地球温暖化」出前授業なども活用しながら環境教育を推進します。
取組	(4)-③-2 発達段階に応じた人権教育の実践(再掲)
概要	発達段階に応じた人権教育を実践するとともに、人権週間に併せた様々な取組を行うことで積極的に人権教育を推進します。
取組	(4)-③-3 平和大使派遣事業(再掲)
概要	次世代へ戦争の悲惨さや平和の大切さを継承するために、沖縄県、広島県、鹿児島県、長崎県などに中学生、高校生を平和大使として派遣し、平和教育を推進します。
取組	(4)-③-4 中学生海外派遣事業(再掲)
概要	1994（平成6）年から中学生海外派遣事業を実施しています。 現在は、姉妹都市であるオーストラリアのポートフィリップ市との友好関係を促進するとともに、ホームステイやテーマ別研修等を通じて、国際理解を深め、国際感覚を身に付けた心豊かな生徒の育成を図ります。

取組	(4)-③-5 安全教育の実施
概要	<p>学校では、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の3つの領域について児童生徒に安全教育を推進します。</p> <p>「生活安全」は、防犯教室等を実施し、日常生活に潜んでいる様々な危険に対する意識を高め、行動できる能力を身につけるようにします。</p> <p>「交通安全」は、学級活動において交通教室を実施し、安全に関する知識や技能を身に付け、日常生活に生かします。</p> <p>「災害安全」は、様々な災害を想定した実践的な防災訓練を実施し、災害時の危険な状況を理解し、的確で安全な行動がとれるようにします。</p>

(4)-④ 地域と連携した特色ある教育の推進

現状と課題

- 学習指導要領では、「教育課程を通して、これから時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。」としており、地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育の実現を提唱しています。
- 学校は地域社会と協力しながら、その地域ならではの資源や文化、人材を活かして、こどもたちの学びをより豊かにするとともに、自己肯定感や社会的責任感を高め、持続可能な地域づくりに貢献する、地域に根ざした教育を推進していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

取組	(4)-④-1 バイオリンによる音楽教育の実施
概要	全小学校でバイオリンを活用した音楽教育を実施し、児童がバイオリンに親しみ、興味を持つ機会となるよう取り組みます。
取組	(4)-④-2 おおぶカルチャー＆スポーツクラブの実施(★)
概要	市内の小学校に通う4～6年生を対象に、課外活動に代わるこどもたちの放課後の活動の場として、「おおぶカルチャー＆スポーツクラブ（通称：カルスボ）」を全小学校で実施します。カルスボは、小学校の体育館や音楽室などを活用し、地域の専門家による指導のもと、総合的な運動プログラムやバイオリンやオカリナなど、特色的ある種目を追加して文化活動の機会を提供します。
取組	(4)-④-3 木育の推進
概要	長野県王滝村のヒノキ材を使用した、木製ロッカーや靴箱を市内の小中学校に設置しています。こどもたちが人と木と森との関わりを学び、木特有の木目・手触り・重さ・音・香りなどを五感で感じながら、創造力と感性を養う「木育」を推進します。
取組	(4)-④-4 小中学校訪問コンサートの実施(再掲)
概要	竹澤恭子さん、水野紗希さんなど大府市出身の名演奏家による小中学校でのバイオリン授業や学校訪問コンサートなど、市独自の音楽教育により、地域への誇りの気持ちを育て、音楽文化への理解促進を図ります。

施策の 方向性5

幼保児小中連携教育の推進

幼保児小中連携は、学習指導要領において、幼児期から義務教育までの教育の一貫性と連続性を重視して推進されており、幼稚園・保育所と小中学校の連携により、こどもたちが環境の変化にスムーズに適応し、安心して学びを深められることが目指されています。

本市においても幼保と小中学校間で子どもの発達状況や生活習慣などの情報共有が進み、就学前の教育相談や入学前の見学会等を通じてスムーズな移行が図られています。

今後は、幼保と小中学校が持続可能な連携体制を確立し、ICT の活用による効率的な情報共有を進めることができます。また、保護者や地域住民、福祉機関と連携し、地域ぐるみで子どもを支える体制づくりを強化し、幼児期から義務教育期にわたる質の高い教育環境の整備を推進していく必要があります。

成果指標	対象	現状値		目標値
		2024(令和6)年度	2030(令和12)年度	
学校評価で「学校は積極的に家庭や地域との連携・協力に努めている」と回答した保護者の割合	保護者	84.8%	95.0%	
きらきらチャレンジの参加率	小学生	75.0%	90.0%	
	中学生	67.0%	90.0%	

(5)-① 幼保児小中、家庭及び地域社会の連携・協働

現状と課題

- 2012（平成24）年に「大府市幼保児小中連携教育の指針」（きらきら）を策定し、「きらきら教育」を推進してきました。この指針では、本市のこどもに身に付けて欲しい10項目の力を「きらきら輝く子どもの10か条～きらきら10（テン）」としてまとめ、家庭や学校等で基本的生活や生きる力を段階的に身に付けさせる取組を実施しています。
- これまで「きらきら教育」を推進し、幼稚園・保育園・こども（幸齢者）交流センター・小学校の各段階において、定着して実践されるようになってきましたが、各家庭における「きらきらチャレンジの参加率」は、年々増加傾向となっていますが、2024（令和6年）度時点では小学校では75.0%、中学校では67.0%と低い水準となっています。家庭の中で、こどもだけではなく保護者もこどもたちへの手本として意識しながら一緒に取り組んでいく必要があります。
- 「大府市幼保児小中連携教育の指針」（きらきら）は、教育振興基本計画の策定にあわせて改訂を行っており、今後も時代に即した幼保児小中連携の在り方を見直していくとともに、「きらきら教育」を一層推進していくためにも、幼保児小中、家庭、地域社会の連携・協働を推進していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

（★）新規拡充事業

取組	(5)-①-1 幼保児小中連絡会議の開催
概要	幼保児小中連絡会議を開催し、幼児教育、こども幸齢者交流センター、小中学校の教職員が、情報交換や連携のあり方についての具体的な実践について協議し、取り組みます。
取組	(5)-①-2 市内一斉あいさつ運動の実施
概要	毎年5月、10月の平日の10日、20日及び30日の登校時にあいさつ運動を実施し、あいさつを通じてこどもたちが地域と触れ合う機会を設けます。
取組	(5)-①-3 切れ目のない支援に向けた関係機関との連携・情報共有（★）
概要	保護者の同意により、中学校卒業後の情報を福祉部局と共有することで、切れ目のない支援につなげていきます。

施策の 方向性6

こどもたちが安心・安全に学ぶことができる教育環境の充実

学校教育において、こどもたちが安心・安全に学ぶことができる環境の整備のために、学校などの教育施設を整備するとともに、教育活動の中心となる教職員が、健康で意欲的にこどもたちと向き合える環境づくりが不可欠です。

しかしながら、現代の学校は、こどもたちに学力を身につけさせるだけでなく、社会性や人間性の育成など、非常に多様で複雑な役割を担っており、これらの役割を支える教職員は、膨大な業務を抱え、多忙化が深刻な課題となっています。また、放課後の居場所づくりや、経済的に困難な家庭への支援、安心・安全な学習環境の確保などは学校や教職員だけで担うことは難しく、学校と行政や地域が連携・協働により役割分担をしながら進めていく必要があります。

成果指標	対象	現状値		目標値
		2024(令和6)年度	2030(令和12)年度	
放課後クラブの待機児童数	小学校	0人	0人	
学校評価で「学校は多忙化の解消が進むように、業務内容や進め方についての改善に取り組んでいる」と思う教職員の割合	教職員	59.8%	70.0%	

(6)-① 教職員が心身ともに健康で児童生徒と向き合うことができる環境づくりと学校における働き方改革

現状と課題

- 教職員が心身ともに健康で、こどもたちとしっかり向き合い、質の高い教育を提供するためには、働きやすい職場環境の整備が不可欠です。しかしながら、現在の学校現場では、教職員の多忙化が深刻な問題となっています。
- 教職員は授業や生徒指導、保護者対応だけでなく、行事運営、部活動、校務分掌など、非常に多岐にわたる業務を担っています。さらに、ICT の導入や個別最適な学び、インクルーシブ教育など、新たな教育的要請にも対応しなければならず、教職員に求められる専門性や対応力は一層高まっており、過重な負担による心身の不調や離職者の増加が課題となっています。
- 教職員が心身ともに健康であるためには、学校における働き方改革を通じて労働環境を整えるとともに、健康管理による身体的なケアだけではなく、心のケアにも取り組んでいく必要があります。こうした取り組みにより、教職員のウェルビーイングが向上し、児童生徒としっかり向き合うための良好な教育環境の整備につながります。

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

取組	(6)-①-1 小学校での水泳授業指導支援
概要	児童がよりよい指導を効果的に受けられるよう、民間プール等の活用による水泳授業指導支援を実施します。
取組	(6)-①-2 中学生水泳教室の実施
概要	中学校での水泳授業の実技廃止に伴い、泳力向上を望む生徒に対し、民間施設を活用した水泳教室の実施や、有料プールの利用券を配布し、水泳の機会を確保します。
取組	(6)-①-3 教職員の健康診断の実施
概要	学校保健安全法と労働安全衛生法に基づき、職員の健康の保持増進を図るために、定期（年1回）で実施します。
取組	(6)-①-4 教職員のストレスチェック、メンタルヘルス相談の実施
概要	労働安全衛生法に基づき、医師等による教職員の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施し、必要に応じて産業医面談を実施します。また、教職員一人ひとりの心の健康づくり及び活気のある職場づくりに取り組むため、教職員向けのメンタルヘルス相談を実施します。

取組	(6)-①-5 学校産業医による巡回指導
概要	労働安全衛生法に基づき、教職員が50人以上在籍する学校では、月1回の産業医による巡回を実施し、希望者には面談等を行います。教職員が50人未満の学校については、市の独自の取組として、産業医による巡回を各校で実施します。
取組	(6)-①-6 教職員安全衛生委員会の設置
概要	教職員安全衛生委員会において、労働安全衛生法に基づき、教職員の勤務中に発生した事故等の原因調査・防止対策や、職場環境の管理、長時間労働による健康障がいの防止対策などを審議します。
取組	(6)-①-7 中学校における部活動の地域展開(再掲)(★)
概要	教員の働き方改革や持続可能な部活動を目指し、部活動を学校主体から地域主体にするために、2025（令和7）年8月から土日の部活動は行わず、「おおぶ地域クラブ」として活動を展開しています。今後は、平日も含めた「おおぶ地域クラブ」の活動を推進します。

(6)-② 教育施設・環境の整備

現状と課題

- 学校施設は、多くの子どもたちが集い、学び、生活する場であり、地域住民にとっては文化やスポーツ活動の場となっています。また、災害時には避難所としての役割も果たすことから、学校施設の老朽化対策は重要な課題です。
- 2021（令和3）年1月に策定した「大府市学校施設長寿命化計画」に基づき、今後の児童生徒数、学校施設の規模・実態把握等を踏まえ、「トータルコストの縮減」と「予算の平準化」を図りつつ、学校施設をできる限り長く使い、適正に維持管理・更新していきながら、計画的に時代に即した施設の整備をしていく必要があります。

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

取組	(6)-②-1 施設のバリアフリー化
概要	障がいの有無に関わらず全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、学校施設のバリアフリー化を推進します。
取組	(6)-②-2 校舎等のトイレの更新(★)
概要	校舎等のトイレの更新時に多目的トイレを増設するなど、生活環境の変化を踏まえ、快適にトイレを使用することができるよう取り組みます。
取組	(6)-②-3 空調機の整備(★)
概要	熱中症対策や避難所環境の改善、児童生徒が快適な環境で授業を受けられるように、体育館、普通教室の他、特別教室にも空調設備の整備を推進します。
取組	(6)-②-4 小中学校のプール跡地の活用(★)
概要	小中学校のプール廃止に伴う跡地の活用として、屋内運動施設、屋外バスケットコート、スケートパーク、駐車場等への転用を図ります。

(6)-③ 放課後等の児童の居場所づくり

現状と課題

- 放課後クラブは、保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や土曜日、夏休み等の長期休業期間中に学校を利用して、適切な遊びや生活の場を提供しています。
- 国は、放課後の子どもの豊かな時間、安全・安心な居場所を確保することは、次代を担う人材を育成する視点で重要であり、また、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から喫緊の課題であるとしています。
- 本市では、公立の放課後クラブが9クラブ、民間が3クラブ設置されており、国の配置基準を遵守しつつ、希望者を受け入れています。その結果、待機児童はゼロの状態を維持しています。

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

取組	(6)-③-1 放課後クラブ延長事業の実施
概要	放課後クラブ終了後の午後7時から午後8時までの時間帯に、児童を預かる延長預かりサービスを実施し、子育てと就労の両立支援を図ります。
取組	(6)-③-2 放課後クラブでの食事提供
概要	夏休み等の長期休暇期間中に放課後クラブを利用する際の昼食提供サービスを実施し、保護者負担の軽減を図ります。
取組	(6)-③-3 民設民営放課後児童クラブへの支援
概要	民設民営放課後クラブが実施する事業に対し、補助金を交付して運営支援をします。
取組	(6)-③-4 小学生の早朝の居場所づくりの実施(★)
概要	小学校の体育館を活用して始業前の児童を預かるサービスを実施し、通学団での登校時間よりも早く保護者が出勤する家庭の児童が安心して過ごせる環境を整えるとともに、保護者の育児と就労の両立を支援します。実施する学校の順次拡大を図ります。

(6)-④ 児童生徒、保護者への経済的支援

現状と課題

- 少子化や経済格差の拡大を背景に、学校教育における経済的支援の重要性が高まっています。公立学校における授業料は無償ですが、給食費、学用品費、修学旅行費など、保護者負担は依然として大きくなっています。
- 経済的な理由によって就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、就学上必要な費用の一部を支給しています。また、経済的な理由によって高等学校への修学困難な生徒に対して市独自の奨学金制度を設けています。
- 経済格差の拡大が生じることがないように、こどもたちの教育機会を確保することは重要な課題であり、今後も継続して社会情勢や国・県の状況を踏まえながら児童生徒、保護者への経済的支援を継続していく必要があります。

施策を推進するための主な取組

(★)新規拡充事業

取組	(6)-④-1 就学援助費の支給
概要	新入学学用品費、学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助し、保護者の経済的支援を図ります。
取組	(6)-④-2 奨学金の支給
概要	教育の機会の均等を図り、将来社会に有用な人材の育成を目指して、経済的な理由により修学困難な生徒について、返済不要の給付金奨学金を支給して学業に必要な資金を援助します。
取組	(6)-④-3 学校給食費の無償化(★)(再掲)
概要	中学校だけでなく、小学校も学校給食費を無償化して、保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援の充実を図ります。
取組	(6)-④-4 ひとり親家庭等学習塾利用助成の実施
概要	中学2、3年生の学習塾利用費用の全部または一部を助成して、こどもの進学を応援するとともに、ひとり親家庭等の経済的負担軽減を図ります。
取組	(6)-④-5 学習支援事業「まなポート」の実施
概要	「まなポート」 ^(※1) を開催し、小中学生の学習支援をします。

用語解説

※1 【まなポート】「学び」と「サポート」を組み合せた造語で、小学4～6年生及び中学生を対象に、公民館でNPO法人や大学と連携して実施する学習支援の取組。大学生などのボランティアが、児童生徒の学習をサポートしています。

(6)-⑤ 学びを保障する体制の整備

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、学校教育における「学びを保障する体制」の重要性が一層高まっており、感染症拡大時にも、児童生徒の学びを止めないための体制整備が重要な課題です。
- 感染症対策の長期化により、友人との交流や体験活動の機会が制限されたことで、孤立感や学習意欲の低下、長期欠席の増加等こどもたちの社会性や心の健康への影響が懸念されます。
- GIGAスクール構想により、1人1台のタブレット端末が配備され、オンライン授業や遠隔での家庭学習の支援が可能になり、感染症による学級閉鎖や自宅待機中でも、ICTを活用することで学習の継続が図られるようになっています。
- 今後は、感染症の有無にかかわらず、どのような状況下でもこどもたちが継続的に学ぶことができるよう、対面授業とオンライン授業を組み合わせた「ハイブリッド型教育体制」の推進が求められます。また、ICTの利活用や心のケア、多様な支援体制を一体的に整備し、すべてのこどもにとって安心・安全で継続的な学びの保障を実現する必要があります。

施策を推進するための主な取組

取組	(6)-⑤-1 家庭学習用 Wi-Fi ルーターの貸与
概要	就学援助受給世帯に対して、Wi-Fi ルーターを貸与して、ICT 機器を活用したオンライン授業や家庭学習環境の整備を図ります。
取組	(6)-⑤-2 スクールソーシャルワーカーによる相談支援(再掲)
概要	スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、いじめや長期欠席（不登校）等、児童生徒が抱える学校や日常生活における様々な問題の解決に向けて面談等を実施し、一緒に解決方法を考え、関係機関等と連携して支援します。
取組	(6)-⑤-3 スクールカウンセラーによる相談支援(再掲)
概要	県から派遣されるスクールカウンセラーによる小中学校での相談活動の他、市独自でスクールカウンセラーをレインボーハウス等に配置し、児童生徒及び保護者への相談活動を実施します。
取組	(6)-⑤-4 スクールロイヤーの配置(再掲)
概要	弁護士をスクールロイヤーとして配置し、専門的な知識、経験に基づき、学校におけるこどもを取り巻く問題に対し、こどもの最善の利益の観点から法的アドバイスを受けます。

第6章 計画の進行管理

1 進捗状況の把握

本計画の推進のために実施する施策については、計画（PLAN）→実行（DO）→点検・評価（CHECK）→見直し（ACTION）のPDCAサイクルによる進行管理を毎年度行います。本計画で設定している成果指標を、大府市義務教育推進協議会にて経過を報告し、委員の意見を次年度の改善策につなげながら目標の達成を目指します。

2 関係部局との連携

目指すこどもの姿の実現のためには、教育委員会と子育て、地域づくり、福祉、環境等の市長部局を含めた関係部局と連携・調整を図る必要があります。また、本計画の推進に当たっては、地教行法第1条の4に基づき設置する大府市総合教育会議において、市長と教育委員会が教育施策について協議・調整し、より効果的な事業の推進に努めます。

3 計画の見直し

教育に対する市民のニーズは多様化し、日々変化していくことが予想されます。そのため、計画期間中に状況の変化や新たな課題が生じた場合には、必要に応じて計画内容を見直していきます。

4 成果指標一覧

施 策	成 果 指 標	評価 対象	現状値	目標値
			R6(2024)	R12(2030)
(1)児童生徒が幸せや生きがいを感じ、豊かな心を育む教育の推進【德育】	全国学力・学習状況調査で「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	小学生	85.2%	90.0%
	☆長期欠席児童生徒の割合(不登校率)	中学生	85.1%	90.0%
		小学生	2.5%	0.2%
	長期欠席者のうち「居場所」に関わっている児童生徒の割合	中学生	7.5%	2.4%
		小中学生	50.4%	70.0%
(2)誰一人取り残されず、児童生徒一人ひとりが個人の可能性を引き出す教育の推進【知育】	☆学校評価で「学校の授業がわかる」と回答した児童生徒の割合	小中学生	87.5%	毎年度90.0%
	全国学力・学習状況調査で全国平均点に達している科目数	小学校 6年生	0／2	2／2
		中学校 3年生	3／3	3／3
	学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たり1時間以上、PC・タブレットなどのICT機器を、勉強のために使っている(遊びなどの目的に使う時間は除く)	小学校	18.7%	30.0%
		中学校	14.9%	30.0%
	英語検定3級以上又はこれに相当するレベルの試験・資格を取得している生徒の割合	中学校 3年生	55.1%	70.0%
(3)食・運動を通じた児童生徒の健やかな心身の育成【体育】	学校保健統計調査で肥満度20%以上の児童生徒の割合	小学生	6.9%	6.0%
	全国体力・運動能力調査で全国平均値に達している種目数	中学生	9.0%	7.0%
		小学校 5年生男	1／8	8／8
		小学校 5年生女	1／8	8／8
		中学校 2年生男	5／8	8／8

施 策	成 果 指 標	評価 対象	現状値	目標値
			R6(2024)	R12(2030)
		中学校 2年生女	6／8	8／8
(4)学校・家庭・地域等の連携・協働による持続可能な社会の創り手の育成【協働】	☆中学生で年1回以上ボランティア活動をした生徒の割合	中学生	42.8%	75.0%
	学校評価で「学校は、特色ある学校づくりを行っていると思う」と回答した保護者の割合	保護者 (小)	77.5%	95.0%
		保護者 (中)	71.1%	95.0%
	学校評価で「いつも社会のルールやマナーを守っている」と回答した児童生徒の割合	小学生	89.4%	95.0%
		中学生	88.8%	95.0%
	学校評価で「学校は積極的に家庭や地域との連携・協力に努めている」と回答した保護者の割合	保護者	81.0%	95.0%
(5)幼保児小中連携教育の推進	きらきらチャレンジの参加率	小学生	75.0%	90.0%
		中学生	67.0%	90.0%
(6)こどもたちが安心・安全に学ぶことができる教育環境の充実	☆放課後クラブの待機児童数	小学校	0 人	0 人
	学校評価で「学校は多忙化の解消が進むように、業務内容や進め方についての改善に取り組んでいる」と思う教職員の割合	教職員	59.8%	70%

備考:☆印がついている成果指標は、第6次大府市総合計画に掲げられている指標と同じです。

資料編

関連法令

①教育基本法(抜粋)

(教育振興基本計画)

- 第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

②地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

- 第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- (1) 地方公共団体の長
- (2) 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たつては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

大府市義務教育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 教育に関する諸問題を解決するため並びに教育の振興及び充実を図るため、大府市義務教育推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査研究し、その結果を大府市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

(1) 教育行政に関する事項

(2) 教育振興のに関する事項

(3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

(1) 教育関係者

(2) 学識経験のある者

(3) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、専門的な事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(最初の協議会の招集)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の協議会は、教育委員会が招集する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

大府市義務教育推進協議会委員名簿

(任期:2025(令和7)年4月1日から 2026(令和8)年3月 31 日まで)

区分	氏名	所属・職名等
会長	すずき たつみ 鈴木 達見	至学館大学 健康科学部 教授
副会長	さとう まさひろ 佐藤 雅浩	大府市小中学校校長会 会長 大府西中学校長
委員	とみた りょうへい 富田 良平	教育長職務代理者
	たねむら さゆり 種村 小百合	教育委員
	あさい よしふさ 浅井 宣亮	教育委員
	にしむら としこ 西村 和子	教育委員
	こんどう ゆみこ 近藤 由美子	教育委員
	さわだ まなみ 澤田 まなみ	大府市小中学校校長会 副会長 吉田小学校長
	たきかわ はつなり 滝川 初成	大府市幼保児小中連携教育研究会 共和西小学校長
	はない ひろみ 花井 浩美	大府市特別支援教育部会 共長小学校長
	きむら ゆういちろう 木村 兼一郎	大府市 PTA 連絡協議会 代表(大府中学校)
	たけだ あきこ 武田 碧子	大府市 PTA 連絡協議会 小学校家庭教育委員(大東小学校)
事務局	たかはし あきこ 高橋 暁子	大府市 PTA 連絡協議会 中学校家庭教育委員(大府西中学校)
	まつやま やすし 松山 靖	教育長
	あさだ いわお 浅田 岩男	教育部長
	くらなが なおき 倉永 直樹	主席指導主事
	はらだ あきお 原田 亮男	学校教育課長
	きたじま まゆみ 北嶋 真弓	指導主事
	たけだ よしひろ 武田 佳大	指導主事
	かごはら だいすけ 籠原 大祐	学校教育課学校総務係長
	おおた ゆうき 太田 佑樹	学校教育課学校総務係主査

第4次大府市教育振興基本計画策定の経過

開催日	会議名	内 容
2025年1月29日	令和6年度 第2回大府市義務教育推進協議会	第4次大府市教育振興基本計画の策定方針について
2025年4月7日	令和7年4月定例教育委員会	第4次大府市教育振興基本計画の策定方針について
2025年6月16日	令和7年度 第1回大府市義務教育推進協議会	第4次大府市教育振興基本計画の策定作業について ①第6次大府市総合計画の概要 ②第4次大府市教育振興基本計画策定方針 ③第3次大府市教育振興基本計画の現状・課題と第4次大府市教育振興基本計画の施策体系
2025年11月4日	令和7年度 第2回大府市義務教育推進協議会	第4次大府市教育振興基本計画(案)について
2025年11月7日	令和7年11月定例教育委員会	第4次大府市教育振興基本計画(案)の策定及びパブリックコメントの実施について
2025年12月12日	大府市議会厚生文教委員協議会で報告	第4次大府市教育振興基本計画(案)の策定に伴うパブリックコメントの実施について
2025年12月18日	大府市議会全員協議会で報告	第4次大府市教育振興基本計画(案)の策定に伴うパブリックコメントの実施について
2025年12月19日	計画案のパブリックコメント開始 (2026年1月17日まで)	
2026年1月 日	令和7年度 第3回大府市義務教育推進協議会	パブリックコメントの結果を踏まえた第4次大府市教育振興基本計画の最終案について
2026年2月9日	令和8年2月定例教育委員会	第4次大府市教育振興基本計画の決定について

(空白)

大府市・大府市教育委員会

〒474-8701 大府市中央町五丁目70番地

TEL : 0562(46)3332 FAX : 0562(44)0020

E-mail : gakkyo@city.obu.lg.jp